

第四百十回国 参議院大蔵委員会會議録第十号

平成九年五月八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月七日

辞任

千葉 景子君

補欠選任

竹村 泰子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松浦 孝治君

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

佐野 貞子君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

嶋崎 均君

橋崎 泰昌君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

竹村 泰子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

国務大臣

大蔵大臣

三塚 博君

政府委員

外務省総合外交
政策局長

川島 裕君

大蔵政務次官

西田 吉宏君

大蔵大臣官房総
務審議官

武藤 敏郎君

大蔵省主計局次
長

林 正和君

大蔵省主税局長

薄井 信明君

大蔵省証券局長

長野 應士君

大蔵省銀行局長

山口 公生君

大蔵省銀行局保
險部長

福田 誠君

大蔵省国際金融
局長

榊原 英資君

国税庁課税部長

松橋 晴雄君

通商産業省貿易
局長

伊佐山建志君

事務局側

常任委員会専門
員

小林 正二君

説明員

警察庁生活安全
局生活安全企画
課長

小堀 豊君

警察庁刑事局刑
事企画課長

岡田 薫君

本日の會議に付した案件

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠
として竹村泰子君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 外国為替及び外国貿易管
理法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○嶋崎均君 このところ、久しく国会を留守に
しておりましたので的確な質問ができるのかどう
か、時代の変化が非常に激しいだけに質問に立つ
のも恐縮に思っておりますが、簡潔
にいろいろ御答弁をお願いしたいというふうに思っ
ておるわけでございます。

大蔵大臣は、四月の初旬にフィリピンでA P E
Cの蔵相會議に出席をされ、また四月二十四日の
日米首脳會議の後を受けまして、二十七日から先
進七カ国蔵相・中央銀行総裁會議、さらに国際通
貨基金、I M Fの暫定委員會、続いて世界銀行・
I M F合同開發委員會など一連の国際通貨及び金
融關係の會議に出席をされたわけでございます。
休み中にもかかわらず、大変御苦勞さまでご
ざいましたと言いたい気持ちでおるわけでござい
ます。

さて、一連のそういう會議の中で、日本の立場
を保持しながら国際協調の場である御議論を
されたと思っておりますけれども、大蔵大臣
として、特に印象の深かった点について御説明し
ていただければありがたいと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 御案内のとおり、G 7は
ワシントンにおきまして、ペルリンG 7會議の申
し合わせ、これを踏まえてさらに強化する形
で世界經濟の安定を期そう、こういうことで進め
られたところであります。恒例であります、日
米蔵相會議として日独蔵相會議、時間がありま
すれば六カ国全部との個別會議をいうことで指示
はいたしておるわけですが、限られた日程

でありますから直ちにG 7本會議、こういうこと
になるわけでございます。

日本の置かれてある立場がG 7會議をやる都
度、A P E Cもそうでありましたが、重きをなして
おることだけは間違いないと思います。国内におけ
るさまざまな御意見とは別に、經濟大國日本、經
濟の振興において、我が國を除いてそのことの協
定、協議が成り立たず、成果が出ない、こういう
ことがひしひしと感ぜられます。それだけに責任
の大きいことを痛感いたしながら、經濟安定が途
上國、最貧國にも大きな影響を及ぼし向上せしめ
る要因になります。

特に印象の深かったことということであります
と、今回のG 7會議におきましては、私から、我
が國の取組んでおります財政構造改革以下五改
革について説明を申し上げ、現政權の重要な課題
であり、政治生命を賭してもこのことをやり遂げ
るということをお願いする、ポイントについてそ
れぞれの説明、質疑に答えたというところでござ
います。大方のバイの會議も、G 7會議におい
ても同様趣旨を申し上げておりますものですか理
解を得た、こういうことでございます。

特に為替相場、二月のG 7の時は、御案内のと
おり百二十七円というところございました。そ
ういう中で申し合わせ、今回はそういうものを
にらみながら、G 7の合意は為替相場の安定に向
けてのG 7各國の緊密な協調、共同声明という強
いメッセージの形で確認をされました。一点は相
当程度のファンダメンタルズからの乖離は望まし
くないということ。二点目といたしまして、大幅
な対外不均衡の再来に結びつくような為替レート
は避ける。こういうことを確認しながら、新たに
このことを明確にメッセージとして伝えたところ
でございます。

特に、日米蔵相會議は、御案内の同盟國の關係

にもこれあり、その中におきまして、最近の円相場に關する懸念と為替市場における緊密な協調へのコミットメントにつきまして日米当局が完全に一致したと合致せしめて、為替相場の安定に向けてのベルリン合意をさらに強化するということに相なりましたこと、今後の運営に大きなプラスををもたらすのかと思っております。

次に、APECでございますが、セブ島において行われたのでありますが、ポテンシャルの高いアジア地区、これにアメリカ代表、カナダ代表、アルゼンチン代表、ヨーロッパ代表、大蔵大臣の参加を得ながら行ったところでございます。貯蓄の効率的な動員及び投資機会の拡大を図るということで、域内の金融資本市場の整備を促進する必要がある、こういうことで確認をいたしました。日本の金融政策、援助政策が着実に効果をあらわしておりますことへの期待も、それぞれの各国からの表明が出たところであります。健全なマクロ経済環境の維持など、金融資本市場の整備促進に当たりまして、各国が自主的に採用すべき政策上の諸原則について合意をいたしましたのでございす。具体的かつ実質的な措置としましては、金融市場の監督強化、各メンバーが自主的に参加する幾つかのプロジェクトについても合意をさせていただきました。

我が国としては、域内経済のより一層の発展に貢献するため、これらの取り組みについて各メンバーと協力し積極的に対応してまいらなければならぬと思っておりますし、APECは特にアジアという共通の意識がございまして、さまざまな民族性、さまざまな国情でありましても、我が国に対する期待ということ、協調ということについては一段と深まりを見せておるということでございす。

以上、申し上げさせていただきます。

○嶋崎均君 さきの七カ国蔵相・中央銀行総裁会議の共同声明を私も読ませていただいたわけでございす。さきの会合から持続的に国際金融の安定のためのいろんな努力が積み重ねられていると

いうことを背景にしながら、問題の整理が行われているわけでございす。

その中でこの四項目ですか、課題が残っておるといふ問題を取り上げまして、例えば雇用の問題とか財政構造改善の問題とか、あるいは金融システム改善の問題であるとか、さらには人口高齢化に対処して財政、社会保障及び医療の問題をどうするか、これはどうも世界各国こういう問題に当面をしておるようでございす。寄られた人がみんなそういう感覚を持っておられ、またEUあたりの最近の動き等から考えると、十分これらの点は想像できるところであります。しかし、こういう大きな問題を抱えておればこそ、橋本総理の六大改革というふうなことも取り上げておるんだというふうには私は思っております。

そういう中で五番目に日本の問題、先ほど大臣が説明をされたことを受けられてまして、五項には日本の場合について触れられておるわけでございす。

中を読みますと、これは役所の文章というところと語弊があるのかもしれませんが、これもなかなかわかりにくい文章が多いわけでございすけれども、一番目には、力強い内需主導型の成長を期待したい。それから、対外黒字が大幅に増加することを避けることが第二番目にある。それから三番目には、より広範な規制緩和措置をしっかりとやらせたい。それから四番目には、適切な財政構造改革を含むさらなる構造改革は中期的に見て日本経済をより活性化するために非常に大事なことである。大分、大臣が力説をされたのがこの言葉になっておるのではないかとというふうな感じも受けるわけでございす。

そういう意味で、世界全体が我が国の経済に対し、あるいは我が国の状態に対していろいろな判断をしておるということが公になったわけでございす。先ほど御説明いただきました為替等の問題についても、御指摘のようなことが書かれておるわけでございす。

国際の場で、日本自身の責任という問題も非常

について回るわけでありますし、またそれに自主的にどう対応するかというふうなことが問われておるわけでございすので、今後ともしっかりとつとめ御趣旨に沿って御努力を賜りますようにお願いを申し上げます。

それから、今度の外為法の改正の問題でございす。さきの衆議院の選挙の後を受けまして、第二次の橋本内閣がスタートをしたのでありますけれども、行政改革というのとは野党を通じての共通の理念になってきておるといふふうには私は受けとめておるわけでございす。予算も通過をし、今国会もいよいよ後半に入ってきておるわけでございす。

橋本内閣も、これからは我が国の未来に希望を持ち続けることができるような活力のある経済社会を維持するために、政治主導のもとに、先ほど申し上げた総理が提唱する六つの改革、一々中身は申し上げませんが、その実行、断行に向けて全力を傾注することが当面の重要な課題ではないかと思っております。

考えてみますと、この大蔵委員会の仕事としましては、財政構造問題及び金融システム改善というのが受け持つ主要な議題であるというふうなふうに思っております。財政構造改善の問題につきましましては、さきに予算が円滑に通過をし、十年度の予算をどう編成するかということにつきまして、最近の新聞は非常ににぎにぎしいところがございます。報道されておるわけでございす。我々も、これらの問題については真剣に取り組んで、財政構造改善の問題に努力をしていかなきゃならぬと思うのでございす。これは別の問題としまして、当面、外国為替及び外国貿易管理法の改正問題というのは、金融システム改善のフロントランナーとしての非常に大きな意味を私は持つておるよう思うのでございす。

そういう意味合いから、昨年の十一月、橋本総理が指示をされました経済の基礎をなす金融システム改善、いわゆる日本版ビッグバンと称されて

るいはロンドンというふうなところからの距離的な配置というのですか、ちょうど日本から八、九時間さらに十四、五時間後にロンドン、ニューヨークが存在をしておるわけでございすから、そういう意味も含めまして、かつまた、日本ではたくさん個人の貯蓄があつて貯蓄過剰の国になつておるわけでございす。

そういうことをいろいろ考えてみますと、東京市場をぜひ復権をさせて、本当にこの改正によりまして金融システム改善がうまく実施されるというのを望んでおるわけでございす。そういう意味で、この法案の担つておる役割等につきまして、さきに提案理由の説明もいただきましたけれども、ごく簡単に大臣の方から御説明を願いたいと思つた次第でございす。

○国務大臣(三塚博君) ビッグバンとよく言われますけれども、金融システム改革でございす。嶋崎先生、御指摘のとおり、グローバルスタンダード、国際的基準に合った東京市場、こういうことがその基本であります。それと公正、自由、当然のことながらその理念を基本に据えながら、もろもろの規制をこの際取り払つていこう、こういうことでございす。

最終的には、一千二百兆と言われる個人預貯金、これが円としての信託をして円の通貨の安定、預金者にとつても大きなプラス、同時にこれをもつて投資された方の期待にこたえる諸活動、ニュービジネスの誕生、既存企業のさらなる強化、活性化等々がもたらされていく。資金調達、そういう中で東京市場と、こういう流れになります。これは、我が国経済の根底がそれによつてしっかりとしたものに位置づけられるわけでございす。それから、困難あるいは大変な血のにじむ努力がそこにあることだけは間違ひございせん。そういう中で、まず環境整備ということと内外資本取引等の自由化というのがありますし、外為法業務の完全自由化ということで、フロントランナー、外為法の改正と。管理という言葉は抜くことによって、まさに自由主義経済の中の我が国の

立場を明確にしていこう。さらには、事後報告制度の整備、経済制裁等の国際的要請への対応等々をそこに盛り込むことによりまして、フロントランナーとしての役割を果たす。

それは第三の開国へのまず第一歩、航海へのスタート、こういうことで、全体が二〇〇一年までに彼岸の地に到達することによって、我が国の東京金融市場がニューヨークと並ぶ金融市場になったといかなければならないだろう。時あたかも、ヨーロッパは統一通貨に向けて大きな流れの中にあります。ユーロ、ドルという二極体制。しかし、人口六〇％を占める、やがて二十一世紀後半には世界の経済センターだろうと言われるアジアにおける日本の金融市場が、これに対応する役目を果たしていくこととあります。今まさに、この第三の開国は、我が国の国益、国民の利益、同時にアジアの経済の底上げ、安定、平和、こういう視点の中で取り組まれるものと思っております。

橋本首相が、本件を何としてもやり遂げなければならぬということで指示いただきましたのも、そこに視点が私と私は考えております。

○嶋崎均君 たいだ説明を受けたので十分にわかったつもりでございますから、これから後は、法案に沿いながら、改正の中身を順次質問していきたいというふうに思っております。

ただ、それより前にちよつと気になったのは、先ほどのG7の会議の中で、たしか十六項のところでありましたか、税金の問題について相当「たごた」と込み入ったことが書いてあるわけでございます。「税の競争」という項目が立てられておりまして、「我々は、OECDにおいて行われている作業に大きな重点を置き、一九九八年までにOECDが完成する予定の作業、結論及び提言に緊密な注意を払うこととする」ということが相当丁寧に書かれておるわけでございます。もちろん、これは作業段階で、答えが出たわけではありせんけれども、どうもこういう議論をする、付加的な問題として我が国の税制問題、高いばかりの話が出

ておるわけでございますけれども、少なくとももうも国際的にはいろいろな問題を私は含んでおるよう思うのでございます。

例えばヨーロッパ諸国の場合、統一通貨をつくるというふうなことで、赤字の割合がGNP比三％でなきゃならぬ、累積が六〇％でなきゃならぬというふうなことで等々の基準がいろいろ議論をされておるわけでございますけれども、ともかくそういうことの基礎をなす意味でも、これらの国はほとんど消費税が中心になって運用されている、直接税はうんと低くして均衡がとれるようなことにしている。いろんなベースになる議論があるんだと思ふんですね。その上にこの市場のいろんな問題が乗っかってきているんだと思ふんですね。そういうことを受けて、実はこのことが行われておるのではなからうかというふうに思っておりますが、この点につきまして、主税局長はどういうような感覚であるか、お答え願いたいと思ひます。

○政府委員(薄井信明君) 世界的な観点から金融の動きを見てまいりましたときに、国の境界がなくなる、自由化が進んでいくというのが当然の方向かと思ひますし、経済全体もそういう方向で非常に激しいスピードで動いているかと思ひます。それは経済なり金融というものの性格上そうなっているものであつて、そういう意味ではボーダーレスという言葉で代表されますように、国境がなくなっていくのかと思ひます。

ところで、税制あるいは税負担というものはどういう趣旨から存在するかといへば、それぞれの国が公共サービスを提供していくための財源としての税制であり税収でございます。ところが、金融なり経済の観点から資本を誘導したいとかあるいは企業を誘導したいというときに、特定の国が税制を安くすることによって誘導していくということがこれまでなされてきているわけでございます。

これは、経済原則なりその国の経済政策からすれば正当な行為であるということが言えるかと思ひますが、これを世界的な観点、視点から見れば、いわゆるダンピング、安売り競争と同じように、税金を安くすることによって企業なり資本を誘導するということが行われているという見方もできないわけではないかと。

これが、競争が激しくなると、結局は税収が各国とも落ちていくということになりかねないというところに気がつき始めているのが現状でございます。OECDの租税委員会の場合には今御指摘のG7の場合、さらにはサミット等におきまして、有害な税の競争、税金につきましましてはタックスコンペティションという表現あるいはフェイスカルダンピングという言葉が既に国際的にでき上がつておりますように、そういったことに対してどう対応していくかということが議論の対象になってきております。

御指摘のように、また結論は出ておりませんし、税制は国それぞれが決めていくものですから、強制的にOECDなりなんなりがこうしなさいと言つてわけにもいきません。そういった中で協調をとりながら、税のダンピングが国の存在そのものをおかしくしないようにしていく努力を重ねていくという動きが今あつて、とりあえず一九九八年までに、OECDにおきましてこの問題についての作業の結論なり提言を出していきたいということで、今協調して作業しているというところでございます。

○嶋崎均君 答える人が主税局長であるというところだけで、グローバルスタンダードに乗ってどんな国際的に均衡のとれた状態にしないかならぬというのはいささばり基本であるわけでございます。こういう議論をしている中で、総理も指摘されているように、今度の金融改革をやる場合に三つの原則というのですか、フリー、フェア、グローバルというふうな感覚で問題を取り扱つておられるわけでございます。その均衡ということをよく考えてやっていたきたいということを特に申し上げておきたいと思ひます。

ところで、今度の外国為替及び外国貿易管理法

の規定でございますけれども、先ほど大臣から説明していただいた趣旨はよくわかるわけでございます。まして、それを受けまして、特にこの管理という二字を取つておるわけでございます。実は、この法案の性格を考え、またずっと通読させておるようないふみますと、これは重要な意味を持つておるような気持ちがあるわけでございます。

なぜ、その管理という字を取つたかということにつきましまして、国際金融局長の方から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(神原英資君) 今回の外為法の自由化は、ほぼ完全自由化というふうにも言つても過言ではないというふうな抜本改正でございます。そういうことで、統制の色彩が非常に強い管理という言葉を引き続き使用するのには適當ではないというふうにも考えまして、管理の字を削除したところでございます。

ちなみに、今管理という文字を持つております法律は非常に少なくなつておりまして、食糧法も平成七年の十一月に管理という言葉が取れたわけでございます。そういう意味では、管理という字を法律から取るというのは時代の大きな流れだということでもあるかと思つております。

○嶋崎均君 後から順次説明を受けていくということにしまして、これからこの法案の中身に從ひまして順次質問をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。どうかその過程におきまして、質問にはできるだけ簡潔にお答え願ひますとともに、その理由なりあるいは目的なりというふうなことにつきまして、あわせて説明していただくことをお願い申し上げたいと思ふ次第でございます。

そこで、まず法案の質問に入る前に、変わつておるところというの、その点をとりまして第六条になるわけでございます。第六条には定義がずつと書かれておるわけでございます。その七号のハに、電子機器その他の物に電磁的方法により記録されている金額の情報云々というのが書かれておるわけでございます。これもいづれ政令に書

かれるということになっておられるわけでございますから、中身も十分詰まっておられるというふうな状況にはないと思うのでございますけれども、私も前に法務大臣の仕事をやったというふうなことの関連から考えまして、ただ単に電気機械で事柄が動くということだけじゃなしに、ペーパーレスの社会になってきておりますから、それにどうしてうまく対応するかというふうなことが非常に大きな問題になっていくのではなからうかというふうな思っておられるわけでございます。

この点について、これは新聞紙上ですから必ずしも十分明らかでないところがあるのかもしれませんが、既にこういうことをやることにつきましては電子認証で先行している米国の二つの会社、もう日本で仕事を始めておられるというふうなことが新聞に書かれておりますし、また我が国でも日立、富士通、NECの三社が提携して、インターネット上で商業取引をどういうぐあいに整備するかというふうなことが取り上げられておるようでございます。電子認証サービスの確立ということが非常に大事なことで、そういうことがないと本当にこの運用は難しいというふうな感じを私は持っておられるわけでございます。

これらの点につきまして、新聞によると、郵政省の方でも何かそういうふうなことを検討しておるといふようなことが書かれ、法務省でも体制整備が検討されておるといふようなことが書いてあるわけでございます。この点について大蔵省としてはどのような整理を行おうとおられるのか、その点について御質問したいと思えます。

○政府委員(榊原英資君) 実は、外為法そのものが電子マネー全般についてカバーしているということではございませんで、第六条の七のへで今回追加したのは、支払い手段として電子マネーを位置づけたということでございます。

電子マネーの進展が非常に激しいでございますので、私どもが念頭に置いておりますのはいわゆる貯蔵型の電子マネーということで、こういうカード型で、実際にその中に預金口座にあるお金

を移して、物理的に持ち出すあるいは持ち込むというふうなことを想定いたしております。税関を通るときにそういうものを事前に届け出をしていただくというふうなことになるので、その届け出をしていただく支払い手段の中に電子マネーを追加したということでございます。

ただ、来年施行するときにはまだ電子マネーの展開がそこまで行っていないというふうな考えでございますので、当面政令で特に何か定める必要はないと思っておりますけれども、今後の電子マネーの進展を念頭に置きまして、支払い手段の定義の中に電子マネーを加えたということでございます。

○嶋崎均君 国際金融局長からの説明はわかったわけでございますが、銀行局長はこの点についてどう考えておりますか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生の御指摘の電子マネーの問題は、各国ともまだ試行段階と言つてもいい状況でございます。ただ、最近の目覚ましい技術進歩によりまして、それが急速な展開を遂げつつあるということも事実でございます。

したがって、今先生のおっしゃった商取引の電子化ということに加えて、私ども大蔵省としては、通貨としての電子マネーという点につきましては、いろいろ問題意識を持っております。学者の先生に参加いただきまして、実務家も加えて省内に検討会を開いております。

そこにおきましては、やはりマネーである性格上、それが安全確実で、また国民の信頼を得なきゃいけないということでございます。またこれが国民にまだまだなじみがないということでもいろいろ危険性等の懸念がございます。それをどう払拭するか、あるいは発行体をどうするのか、トラブルが起きたときにどうするのか、また法的な整備まで必要とするのかどうか、そういうことも非常に難しいものでございますが、民間での活動もある意味ではサポートするという意味でも、私どもとしても早くインフラ整備といふまいしょうか、法的な面も含めて検討を今進めておるとい

ところでございます。

○嶋崎均君 それでは次に、第七条の問題でございます。

第七条は、「本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場」と、従来も定めておるものをその上に持ってきたということだと思ふんですが、旧法の第七条はどちらかというと固定相場による取引というふうなことが書かれておるので、そういう事項を排除して、従来の取引の中からその二つのものを持ち上げてきています。

さらに第三項で、「大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。」従来とも基本的にはそういう考え方で来ておられるんだらうというふうな思ふのでございますが、特にこの三項を立てておるといふのが非常にこの条文で変わった点だらうというふうに思っています。

そこで、第七条の二、三のところについて、現在の取り扱いはどういうことになっておるのか、それから、それがどういう目的で使われておるかということをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(榊原英資君) 御指摘のように、旧法は若干固定相場制を念頭に置いていたということがございます。

変動相場制のもとでは、為替レートというのは時々刻々市場で決まるものでございます。ただ、時々刻々市場で決まるわけではございません。ただ、私も、予算とかあるいは対外取引に使う証書に印紙等を張るときに何かの為替レートを使わなければいけないわけではございません。ですから、その為替レートをドルと円のレートについては基準外国為替相場、それからドル以外の通貨と円については裁定外国為替相場と私どもも言っております。基本的には過去六カ月の平均の相場を基準として、裁定外国為替相場というふうな規定しております。このレートを予算あるいは印紙税等のときに使う、こういうことではございます。

また、第三項でございますけれども、第三項は今回新たに追加した項目でございます。これは、従来から為替介入については政府が一元的に行うということになっておりました、今回でも日銀法改正との関係で、中央銀行研究会等の結論でも、為替介入については一元的に政府がやるんだという結論が出ております。それを受けて、第三項で大蔵大臣が為替の安定に努力するという努力規定を入れたところでございまして、特にこの規定によって現状が変更されるというものではございません。現状をそういう形で追認をしたというわけでございます。

○嶋崎均君 我々が見るところによりますと、今回の日銀法の改正の中で、同法の第二条で、「日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもち、その理念とする。」というふうに書かれておられるわけでございます。今の説明で趣旨はわかりませんが、いざいこれは後の問題のところでさらに議論をするということにいたしまして、とどめておきたいというふうな思っております。

ただ、大蔵大臣が為替相場の問題につきまして、ここにありますように、売買等所要の措置を講ずることにより本邦通貨の安定を期するといふ、責任を担うということになるわけではございません。議院内閣制でございますから、それを受けまして政府がその実施をされるわけであると思ふのでございまして、それは十二分にわかるわけですが、なかなかこれは大変な仕事であるというふうな私は思っております。

どうもこの改正に伴いまして、そういう為替がどういうぐあいになっていくんだらうかというふうな点について、細かい議論は後にするとしまして、今度の改正によって政治、経済、社会のいろんな問題について金融のシステム改善というものが行われていくときに、ベシミスティック、悲観的な見方が非常に多いわけではございません。

また、三百六十円であつたものが現在のような状況になつてきておるわけでございます。もちろん、現在の状況になる前には八十円までいきましてまたそれがもとへ戻つてきておるといふ激しい変化というのがあつた。それはなかなか大変なこ

こういう十條から十五條まで廃止をされんといふことは、結果的には外國為替の場合は銀行以外の者が自由に行ふことができるというようなこと

為替の廃止 指定証券会社の廃止あるいは両替
商の廃止ということ、基本的に業法としての性
格を外為法から完全になくしてしまう、という
決断でございまして、これはやはり今の状況から
いえば妥当なことではないかと。それからまた、
そのことによつて、企業なり消費者なり投資家が
得るメリットというのは非常に大きいだろうとい
うふうに思っております。

当然のことながら、銀行以外の者が外為業務を

やることができるようになる。例えば、スーパーマーケット等で外貨の交換ができるようになる。このことによつて相当コストが下がるだろう、あるいは企業同士が外貨の取引をするということによつて企業のコストが相当下がるだろう、そういうことで今回の改正に踏み切つたわけでございます。

○嶋崎均君 今、両替の問題も含めて御説明があつたわけですが、私は、条文がなくなることによつて相当やっぱり切つた改正が行われるということになつておるんだと思ふんです。

そこで、その次の問題は、第十六条のところに移りたいと思ふのでございます。

第十六条の規定は、全部自由化をされていくわけでございますけれども、その反面、国として国際収支の均衡や国際的な要請あるいは政治的な有事に対処して、経済制裁等をより効率的に実施していくということのために、何らかやつぱり事前の許可制度というものを残さなければいけないというふうな考え方で設けられて、それが新法の十六條の規定になつておるんだというふうな思ふのでございます。

そこで、条文を読みますと、新法の十六條の第一項の中で「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」という項目、そういうときには許可をかけることができるということになつており、これは旧法の十六條の二項の「主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実に履行のため必要があると認めるとき」ということを上につけてきて二つの要件に整理をした形になつておるのではないかと思ふのでございます。これと関連しまして、六十九條の四に外務大臣との協議というふうなことも掲げられておるわけでございますが、ともかくこの主務大臣すなわち大蔵大臣はこういうふうなことにつきまして判断をする

必要があるというふうな思ふんです。

従来、旧法の二項の経済制裁等いわゆる政治的有事に際して行つたところの許可制度の発動というのは、国連の安保理理事会の議決があつたときということに非常に限定して運用していたというふうに私は聞いておるわけでございます。今度それを内閣の責任の中でそういう整理を行うというふうなことになる、それに絡んで外務大臣の意見を聞きその調整をする、最終的には内閣決定になるんではないかというふうな思ふんですが、そういう整理をされておるんだと思ふ。しかも、非常に限定をされた形でそれが書かれておると。それから二項の方は、従来旧法の十六條の中の「我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要がある」というのを二項に持つていき、また「この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき」というのを三項に持つてきておる、こういう整理になつておると思ふのでございます。

この条文、こういうぐあいの整理をされた理由と、特に従来この問題を扱ってきた経緯等の絡みについてどういふぐあひにお考えになるのか、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(榊原英資君) 実は、経済制裁というのは頻りに発動されておる行為でございます。現在でもイラクあるいはリビア等に経済制裁は発動しておる状態になつておるわけでございます。御指摘のように、今まで旧法でございまして国際的な約束、国際的な約束の解釈というのは条約または安保理等の決議という解釈でございまして、安保理の決議がなければ経済制裁が実施できないと、逆に言うたそういうこと、政治的な理由によつて経済制裁が実施できないということだつたわけでございます。

実際、あの湾岸のときに、実はイラクが侵略をした直後に先進諸国はすべて経済制裁を実施したわけでございますけれども、我が国はそれに一週間おくれたというふうなことがございます。というのは、安保理の決議が一週間なかったというこ

とでございまして、先進国等と協調して経済制裁を実施しますときは、一カ国がおくれるというのは大変致命的な問題になるわけでございます。その国の金融機関なり銀行を通してお金が逃げることができるといふことでございまして、湾岸のときは私もほんとうも法律的な整備をしなきゃいけないなというふうな意識を強く持つていたわけでございますけれども、今回の改正に際して、国際平和のための国際的な努力に我が国として資することができるといふふうな考えられるときには政治的な理由で経済制裁は発動できるといふふうないたしましたわけでございます。

これは、当然主務大臣たる大蔵大臣、通産大臣が外務大臣と意見を交換しながら、最終的には閣議決定、閣議了解ということで内閣の責任において決めるということでございますけれども、そういうことで、必ずしも安保理の決議がなくても経済制裁ができるということが私どもとして非常に重要だといふふうな考えております。

○嶋崎均君 そういふ考え方で、自由化をどんどん進めていく反面、どうしても政府の責任において決着をつけなきゃならないような問題につきましましては、的確な運用を図るようにはしていかなければいけないといふふうな思つておるわけでございます。

続いては、十六條の二という規定があります。これは再犯防止のための規定であるといふふうな思つておりました、従来こういう規定がどこにあつたのかよくわかりませんけれども、そういうことが入つております。あとこれに関連して調べてみますと、この十六條の二以外に、資本取引について二十一條の第一項、あるいは特定資本取引について二十四條の第一項、それから役務取引等について二十五條の第四項、いずれもこれらにつきましましてはこういう規定を設けられるというふうなことになるようにございまして、その趣旨について簡単に御説明願ひたいと思ひます。

裁等の有事の場合には許可制度ということになるわけでございます。その許可状況になつたときに、銀行等がその状況をしっかりと確認して、そういうものが執行されていくかどうかということをチェックしなければいけないということでございます。そういうことでの確認義務を法律の中に明定しておくということ経済制裁の実効性を期する、こういうことでございまして。

○嶋崎均君 次に、そうなりますと、第十七條の規定にいくわけでございます。

十七條の規定は、こういう許可を受けた場合にその扱いをどうするかという規定は、居住者は、勘定の貸記または借記による方法その他政令で定める方法により、居住者而非居住者との間の取引または行為に係る債権債務の決済のため支払いをしようとするときは主務大臣の許可を得なきゃならぬ、こう書いてあつた。この規定が今度廃止をされておるわけでございます。これは銀行等を通じて特殊な支払い法、すなわち相殺とかマルチネットイングというふうな仕事をやっていくことに絡む問題の自由化の話になつていくんだらうというふうな思ひますが、そう認識してよろしゅうございませうか。

○政府委員(榊原英資君) お答えいたします。この十七條は、我々がいわゆる特殊決済といふふうな呼んでいたものでございまして、原則として旧法では外為取引は外為銀行を一本ずつ通じてやるというのが原則になつておりました。銀行を一本ずつ通じてやらなければならないものについては勘定の貸借記その他特殊な方法ということで大蔵大臣の承認が必要だということだつたわけでございますけれども、今回、先ほど申し上げましたように、公認外国為替銀行制度というのを廃止いたしました。その銀行を一本ずつ通さなければいけないという原則をとりましたので、これは商社なりあるいは企業なりあるいは個人なりが相殺その他の方法で最後のしりだけを銀行で決済する、そういう形のものを認めたわけでございます。今回の自

由化措置の中の一つの大きな柱だというふうに考
えております。

○政府委員(榊原英資君) 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務
において行ふその顧客の支払等に係る為替取引に
ついて準用する。という規定が入つておる。従
来はこの規定はなかったんですが、実質上そうい
う仕事をやっていなかったというのか、あるいは
少々あったのかよく知りませんが、この規定を特
に入れた理由は、どういふところにあります
か。

○政府委員(榊原英資君) 答えたいします。

先ほど申し上げましたように、今回の外為法改
正によつて外為法は業法としての性格を一変いた
したわけでございします。つまり、外為法というの
は為銀を監督する、あるいは指定証券会社を監督
する、そういう業法としての性格があつたわけで
ございしますけれども、今回は、そういうことで制
度そのものを廃止いたしましたので、むしろ純粋
に取引に関する法律ということになつたわけでご
ざいします。

ですから、従来の郵政官署はそういう取引を若
干しておりましたけれども、今回はその取引に着
目して、銀行だけではなくて郵政官署も同じよう
に義務を負う、そういう規定を設けたわけでござ
いします。

○嶋崎均君 趣旨はわかりました。

そこで、次は十八条の關係でございします。十八
条あるいは十九条にまたがることになるかと思
うのでございしますけれども、これは顧客の真偽を確
認する、いわゆる本人確認のマネーロンダリング
に絡む問題であらうというふうに思うのでござい
します。

第十九条の一項がそれに該当しておると思ふん
ですけれども、これらについては現実的にマネー
ロンダリングが行われていることは事実であるわ
けでございしますが、これをここに特に掲げてある
わけですが、今までの実施状況等は、どういふぐあ
いになって、本当に的確に行われているのかどう

か、お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(榊原英資君) 現在までのところも通
達で本人確認義務というのがございまして、今回
法律に明定したわけでございしますけれども、大き
く本人確認義務がこの法律で変わるといふこと
ではございしません。

ただ、本人確認義務がどのくらい正確に行われ
ているかといふことでございしますけれども、むし
ろこの本人確認義務というのはいかに犯罪、マネー
ロンダリング等が行われたときにそれをそちらの
側から追及していく、そういう一つの役割を担つ
ているんだと思ひます。銀行の窓口で一つずつ犯
罪を阻止するといふことが必ずしもできるわけ
ではございしませんので、こういう義務を法律によ
つて課することによつて実際の犯罪の追及、マネー
ロンダリングの追及を容易にする、そういう意図を
持った規定だといふふうに御理解いただきたい
と思ひます。

○嶋崎均君 ただいまの答弁によつて、やはりこ
ういふことはきちつと法律に書いた方が私は非常
にいいことだと思ふものですから、ぜひそういう
点について、自由化されるものは自由化し、しか
し問題のあるところについてはこういうマネーロ
ンダリングのような手当てをしていくといふこと
は非常に大切なことであるといふふうに思うので
ございします。

ところで、第十九条の二項でございしますけれ
ども、これもマネーロンダリングに絡んでくる問題
であらうと思ふのでございします。同条第三項の
規定はどうも税関等に入出する、そういう人
の場合に事前のいろいろな届け出を求める制度を
新設しようといふ趣旨ではないかといふふう
に思つておるわけでございします。これらの問題につ
きましては、金額の多寡その他のいろいろな問題
点もあるのかもしれませんが、どういふぐあいに
お考えになつておられるのか、お答え願ひたい
と思ひます。

○政府委員(榊原英資君) 旧法では現金、支払い
手段の持ち出しについては、五百万円以上の円の

持ち出しについては許可であつたわけでございま
すけれども、外貨についての持ち出しについては
規制がございしませんでした。それから、持ち込み
については全く規制がございしませんでした。これ
は欧米等の例では、持ち出し、持ち込みとも外
貨、邦貨の關係なく税関に事前申告を要求してい
る場合が多いと思ひます。

例えばアメリカの例をとりますと、一万ドル以
上現金を持つていくときには税関に申告あるいは
持ち出すときには税関に申告といふことになつて
おりますので、今回の十九条の第三項で税関に
対しての支払い手段の持ち出しについて事前の申
告をしていただくといふことにしたいといふふう
に思つております。

金額については、まだ最終的に決定しているわ
けではございしませんけれども、欧米等の例をとり
ますと大体百万円ぐらいがその妥当なところかな
といふふうに考えられてるところでございま
す。

○嶋崎均君 ところで、旧法の十九条といふのは
全くなくなつておるんですが、その内容を読んで
みますともう現実的に意味がなくなつたから削除
されたんだらうといふふうに思ひますが、そうい
ふふうに理解していかうかといふことをお伺
いします。

○政府委員(榊原英資君) そのとおりでございま
す。

○嶋崎均君 そこで、資本取引關係のところに入
りたいと思ひますが、それにつきまして主な改正
は第二十一条の改正であるといふふうに思うので
ございします。

「大蔵大臣は、居住者又は非居住者による資本
取引が何らの制限なしに行われた場合には、我が
国が締結した条約その他の國際約束を誠実に履行
することを妨げ、又は國際平和のための國際的な
努力に我が国として寄与することを妨げることと
なる事態を生じ、この法律の目的を達成すること
が困難になると認めるときは、許可を受けること
が必要だといふふうに書かれておるわけでござ

います。

そこで、自由な資本取引について、第二十一条
第一項の今特に読み上げた箇所の場合に非常に限
定をして事柄を書いておられます。すなわち「我
国が締結した」云々という項目です。それに
限定をした形になつておるといふようなこと。そ
れから、第二項に掲げられている項目、これにつ
きましては旧法の規定をそのままに上げて規定
をしておるわけでございしますけれども、これらの
規定によりまして非常に許可するときの条件を限
定するやうな形になつて思ひ切つた自由化の拡大
整備が行われておるといふふうに思ふのでござい
ます。

そこで、この改正が國民生活及び企業活動に与
える影響について、例えばこれは海外預金の自由
化ができること、あるいは対外貸借の自由化がで
きること、居住者間の外貨建ての取引が自由にな
るか、そういうようなことにも実は絡んでくる問
題で、一般の場合にはこれらの許可条件といふの
はほとんど動いてこないといふようなことになる
のではないかと、いふふうに思ふんですが、その内
容は、そのように理解してよろしうございま
す。

○政府委員(榊原英資君) 今、御指摘のとおり、
いわゆる有事規制、経済的有事あるいは政治的有
事を省いては基本的に資本取引が原則自由になる
と、こういうことでございまして、例えば直接投
資等につきましても若干の例外はございします。武
器、麻薬、漁業あるいは皮革といふ例外はござい
ますけれども、そのほかはすべて自由になるとい
ふことでございしますから相当やはり企業活動が自
由化されるということ、それから個人につきまし
ても海外に預金口座を持つ、あるいは海外の証券
会社を使つて証券の取引をする、こういうことが
自由になるわけでございまして、國民生活あるい
は企業活動に自由化を通して相當の活力を与える
ものだといふふうに私も考えております。

○嶋崎均君 そこで、旧法の二十二条に規定をし
ていた、二十二条が廃止をされたわけでございま

して、それに関連してその中で規定をされておる特別国際金融取引、すなわちオフショア勘定の話だと思ふんですが、それが二十一条の規定の中に第三項として掲げられてきておるというような経緯になっておるわけでございます。もちろん、オフショア勘定につきましては国内金融市場と一応遮断をした形で金利規制あるいは預金保険、準備金等の対象にはなっておりませんし、居住者に帰属するところの利子等についても源泉徴収を免れるというような取引であらうというふうに思つておるわけでございます。

それを、そっくりその項へ持つてきたのはよろしいんですが、ここで特に、三項の三に「前条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者が発行する証券の非居住者からの取得又は非居住者に対する譲渡」、すなわち非居住者が発行する証券の売買等について、それをここに特に掲げるというふうなところになったんではないかと思ふんですが、その理由はどこにあるところにあると思いますか。

○政府委員(神原英資君) お答えいたします。

いわゆるオフショア勘定についてでございますけれども、従来、御指摘のように、外からお金を預かり、預金を預かり、これを外で運用する、貸し出すというところ、それについては源泉徴収あるいは預金保険、さまざまな義務の免除ということが行われていたわけでございます。ただ、従来は若干業問題というふうなことがございまして、証券の取得については規定をしていなかった、つまり銀行業務、いわゆる貸し出しということだけに限られていたのを、今回証券の取得、譲渡というのをこれに加えて、オフショア業務の活性化というのにつなげたいということでございまして、○嶋崎均君 その条項が済みますと、次は第二十二条の關係に移るわけでございます。

旧法の二十二条は指定証券会社の項目でございまして、これはいろいろな意味で証券關係の取引をやる場合の、ちやうど外為の、既に廃止された法律との絡みでこれも廃止をするということになつて、自由化が非常に進むというふうなことになる

わけでございます。

その点につきましては、結局この指定証券会社制度の廃止に伴ひまして、クロスボーダーの証券取引等の自由化が推進されるということになり、そのことが国民の生活なりあるいは企業活動に与える影響というのは非常に大きいと思うんです。例えば、国内の投資家がニューヨークやロンドンの証券会社や銀行から債券や株式を自由に買うことができる。また、非居住者が国内で債券を発行する場合、通常サムライ債とかあるのはジョーグン債とかなんというふうなことを言われるわけでございますが、この居住者が海外で発行しておる例えは外債であるとかユーロ債にも事前の許可制度なしに自由に行われるというふうな、相当この証券關係について大幅な改正が行われるというふうな理解をしておるわけでございます。おすが、そういうふういかにこの二十二条の改正、廃止を受けとめてよろしゅうございませうか。

○政府委員(神原英資君) 御指摘のとおりでございます。大幅な対外取引の自由化ということでございます。

○嶋崎均君 時間を見ながらやつていられるものですから、少し飛ばすような形になるかと思ふんですが、次は、第二十三条の「対外直接投資」のところでございます。

この対外直接投資について、大蔵大臣が内容の変更または中止を勧告することができるとある要件がその中にいろいろ規定をされておるといふことになっておると思うのでございまして、特にその第四項で、大蔵大臣は、「次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り」ということになっておるわけですね。しかもそれは、「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること」、「それから二番目、「国際的な平和及び安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げる」ということになる。場合、廃止されるまでの旧法第二十三条には四項目が掲げられておったわけでございますが、そのうちの二、二項目については実は今

度の大改正で国際金融關係の業務が全部自由化されるというところに関連して、これが落ちて三、四号に掲げるものがそれに上がつてきておると、しかも、その内容は、今ここに掲げられたようなことに整理をされていると思ひますが、そういうぐあいに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(神原英資君) 御指摘のとおりでございます。

○嶋崎均君 ありがとうございます。そこで私は、ちやうど時間の關係もありませんので、こゝでは、三問したいところがありますけれども飛ばしまして、時間的な余裕があったらまたそこで答弁を求めたいことにいたしました。その次に、「通商産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引」というのがあります。通産省、お見えですね。

その第二十四条になるわけでございます。これも、従来からあつた規定を上へ上げてきた場合で、この有事の際のいろいろな手当ての問題、すなわち、「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になる」、要するに、いろいろなことがありましても、通産大臣の所管のいろいろな事項についてそういう規定が書かれておつて、しかもそれが限定的に書かれておるといふことに相なつておるわけでございます。

そうした場合に、これ読んでみますと、なかなかよくわからないところがありまして、第二十四条は、「通商産業大臣は、居住者による特定資本取引のうち、貨物を輸出し、又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの」というふうなことが書いてあるわけですね。どうも私も年をとつて頭が悪くなつておるのか、よくわからない中身になつておるよう思うのでございませう。

だんだん自由化をしていこうというふうな傾向にあるわけでございます。縦割り行政で通産省

は通産省のいろいろな立場もあるのかもしれませんが、けれども、この中身、これは政令をきちつと読めばよくわかるし、またどういふ事例を想定を、それが件数的にどういふ状況になっているのかというのを理解してもらわれないと、どうも私にもつこの辺のところは簡易に直していかないけりやおかしいんじゃないかというふうに思ふんですが、通産省にお伺いします。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生御指摘のとおり、若干ずつと理解できないような文言になつておりますが、具体的に申し上げますと、資本取引のうちに輸出入等に直接伴う貸し付けや保証であつて、例えば鉱石の輸入契約の相手方に鉱山の開発費を貸し付け、その貸付債権と輸入される鉱石の輸入代金の金額を相殺する取り決め、我々の言葉で融資買鉱と言つておりますけれども、そういうことが想定されているものでございまして、これがこれまで事前届け出を原則といたしまして、その上で審査するという運用をいたしてまいりました。

今回の改正によりまして、こういう取引を法技術上特定資本取引というふうに定義させていただきます。これにつきましては、政令上も極めて必要な範囲に限定いたしました上で、事前の届け出制を事後報告制に移行して、いわゆる経済制裁等の国際的要請といったようなときにのみ規制をするというふうにしたものが、この改正の実態的な内容でございます。

○嶋崎均君 僕は、特に聞いておつたんですが、それじゃ具体的にそういうことのケースとして、件数はどれだけのものかというふうなことに、御説明がいただけたらしていただきたいし、それによつてこの判断が違つてくるんじゃないかというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○政府委員(伊佐山建志君) 平成八年度の実績で申し上げますと、年間十六件ございました。ほとんどのものが、先ほど申しましたような鉄鉱石の融資買鉱という形のものでございませう。

○嶋崎均君　そういう事業をやるといふことになると、大企業の場合が大部分だと思ひますので、その辺のところにつきましては今後よく研究をしていただきたいと思ひます。

少し後先になるんですけども、その前の条文の説明を受けたときに、二十三条の四項ですか、やっていると、これら対象になるようなものとして、例えば漁業であるとか、あるいは皮革であるとか、それから繊維であるとか、武器、麻薬というようなものについてはいろんな意味で規制をしなければならぬということはわかるような気持ちもするわけですが、これらの相当部分については、やっぱり整理するものは整理をするといふようなこと、それから、今まで事前のいろんな届け出になってるものを事後報告に変えろとかいふようなことについて整理をしていただくことを特にお願いしたいと思ひます。特に、通産省所管でないこともありますし、また、この漁業等については特殊な理由があるといふことも知らないで質問しているわけじゃありませんけれども、よろしくひとつ御検討をお願いしたいと思ひます。

そこで、二十四条まで一応質問をしたわけですが、それと関連しまして、二十五条は役務取引等についていろいろ書かれておるわけですが、これら内容等につきましては、それぞれその考え方、従前に質問したところに沿つての改正が行われておるんだらうといふふうに思ふのでございまして、例えば二十五条の第四項の規定というのはその前の規定と全く趣旨が同じく規定をされておるので、そういうぐあいに理解をしてよろしくございしますか。

○政府委員(橋原英資君)　それで結構でございす。

○嶋崎均君　ありがとうございます。

それでは、だんだん進みまして、二十八条の規定は技術導入に関するものでございしますが、この規定は上へ上がっただけだといふようなことで省略をさせていただきたいと思ひます。

第五部　大蔵委員会会議録第十号　平成九年五月八日【参議院】

それから、旧法の四十九条、五十条は削除をされておるわけですが、どうも中を調べてみますとほとんどその意味がなくなつてきておるといふような性格のものであらうと思ひますが、そういう趣旨のものとして理解してよろしくございしますか。

○政府委員(橋原英資君)　そのとおりでございす。

○嶋崎均君　そこで、どんどんそういうぐあいに整理をしてきたわけですが、整理すけれども、どんな事前の規制緩和、許可制度等々が排除をされてきたわけですか。

そこで、第六章の二に「報告等」といふのがあつて、従来事前でやつてきたようなものをいろいろ整理するといふ意味でこの項目が設けられておるんだらうと思ひます。

先日承りました提案理由の説明の中で述べられておるとおり、その四で「国際収支統計の作成市場動向の的確な把握等を行うため、資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備する」といふことを言われておられるわけですが、それに関連して、この報告が事後報告の形で規定をされておる。取り扱ふ人はもちろん報告の義務が生ずるわけですが、金融機関等を通じるといふ場合等は、この手続をうまく省略するといふようなことで大分工夫をされてあるように私は受けとめておるわけですが、

しかし、今申し上げた提案理由の説明にありましたような理由はよくわかるわけですが、こういう自由化をどんどん進めていきますと、反面それに伴つていふような関連の問題が出てくる。特に資料、情報等の整理といふようなことが非常に大事な役割を占めてくるようになっていくだらうと思ひます。

ビッグパンの改正の中で、先ほどもちょっと触れましたけれども、フリーであり、フェアであり、グローバルである。どこまでもグローバルで、全体的な取引といふものが円滑に動くような、そういう処理をしていくことはもちろん必要

であります。それから、できるだけ自由化をしていくことが必要であらうと思ひますけれども、反面公平にフェアに事柄が処理をされるということが、この制度の改正自体の存立をかける問題になるのではないかと、いふふうに私たちは思ひます。

かつまた、この問題につきまして、例えば一部の方から、こういう問題についての整理をしつかりやつてもらわないといふ今後の作業を立てていく場合に、税務その他の問題も出てくるかもしれないといふようなことが指摘をされておるわけですが、この点につきまして、国際金融局長から御説明をお願いします。

○政府委員(橋原英資君)　御指摘のとおり、今回の外為法の改正によりまして、事後報告制度のもとでほとんどの対外取引が自由に行われるようになったわけですが、その事後報告制度のすそ野が非常に広がつたといふことが言えるわけですが、

ただ、こういう事後報告制度がきちつと守られるといふことの最低限の保障をいたしまして罰則規定を設けてございまして、その罰則規定はやはり法律にのつとて厳正に適用しなければならぬといふふうに思ひます。過去、いろいろ金融不祥事などで対外的には日本の企業等が報告義務違反については罰則が軽微だといふような指摘を受けているところではございまして、報告義務違反については当然法律の範囲内でございまして、けれども、これを厳正に適用したいといふふうに考えております。

○嶋崎均君　そういう趣旨は、例えば五十五条の九のところには、対外の貸借及び国際収支に関するところについては、別建てで書かれていふようなことは別にしまして、今申し上げたことをぜひ的確に実施していただきたいと思ひます。

そこで、どんどん進みまして、残つていふところは余りありませんけれども、立入検査が、第六十八條に「主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替」云々

のときに検査をさせることができる、こういう規定が入つておるわけですが、これは外為法の検査でございまして、その所掌をどうするかといふような問題があるように思ひます。しかも、これはただ単に金融機関だけを相手にするわけじゃないに、一般の取引をされる人も含めての検査といふようなことになつていくんだらうと思ひます。したがつて、この検査の性格は、少し何というか今度できる金融検査監督庁の設置の話とはずれた話であらうと思ひ、そういう整理が行われておるんではないかといふふうに思ひますが、そういうぐあいに理解してよろしくございしますか。

○政府委員(橋原英資君)　御指摘のとおりでございまして、今回の法律改正によりまして、外為法は業法としての性格を事実上失つております。ですから、銀行の外為業務の健全性の検査といふことは外為法でも行わないといふことでございまして、銀行法上あるいは証券法上の検査といふのは当然あるわけですが、銀行の業務に關してその健全性を問ふような検査といふのはなくなるわけですが、

ただ、経済制裁を行うときには許可制というのを発動するわけですが、この許可制が守られていふかどうかといふのは、何らかの形で担保をしなければならぬといふことでございまして、その担保のための検査という権限は残して、この担保のための検査といふ権限は残して、これはいわゆる検査監督庁等がやります銀行、金融機関の健全性の検査といふことは全く性格の異なつたものでございまして、外為法のもとでそういう許可制が守られていふかどうかの担保をするための検査と、そういうことでございします。

○嶋崎均君　どんどん進みまして、電子情報の関係についてはさつき質問をしておりまして、六十九條の二を飛ばすことにはいたしたいと思ひます。六十九條の四のところに行きますと、先ほど申し上げたように、外務大臣との協議といふようなことが書かれておりますけれども、これについ

てもさつき質問をしたので省略をさせていただきます。

そこで、最後に残るのは罰則のところでございます。この第七十条「次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」、ここだけ聞いていると大した中身じゃないように思うんですけども、「ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍」と、こう書いてありますから、相当きつい処分になるんだらうと思うんです。

最後に、時間ありませんから打ち切りたいと思うし、関連のことについてはまた他の機会にやらせていただきます。私は、こういう自由化がどんどん進んでいくことになれば、そのこと自体は非常に結構なことだ。ただ、自由化の反面、それについてのいろんな責任問題というのにはできてるんだらうと思うのでございす。それは、ただ単に従来の機関投資家等の問題だけではないに、これをめぐって新たな展開を来年四月から遂げられていくわけですが、個人もいろんな意味でそのかわりを持つというふうなことも非常に多くなっているのではないかと、うに思っています。そういう意味では、こういうものを運用するときに、ルールだけではできるだけ確実につくって、そのルールをどう維持していくかというのを考えて、そのための方策を練っていく、維持していくことが非常に大切なことではないかというふうに思っております。その点を特に申し上げ、次の機会にまた御質問をさせていただくことにいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○荒木清寛君 平成会の荒木清寛です。まず、本法の質疑に入る前に、金融制度改革とも関連をいたしますので、一点お尋ねをいたします。

四月二十五日に、日産生命保険相互会社に対して大臣から業務停止命令が発令をされました。

た。そこで、大蔵大臣にまずお尋ねしますが、このように生命保険会社として戦後初めて経営破綻を来してしまったということにつきまして、監督官庁である大蔵省の責任があるのかないのか、この点の御見解をお伺いします。

○政府委員(福田誠君) 大臣の前に御答弁させていただきます。

日産生命につきましては、御指摘のように、四月二十五日に保険業法に基づきまして一部業務停止命令、保険管理人による業務及び財産の管理命令が出されまして、あわせて社団法人生命保険協会を保険管理人に選任したところでございます。日産生命につきましては、平成七年九月の検査等による実態把握を通じて含み益の減少など資産内容が急激に悪化したことが把握されました。大蔵省としましては、検査以前の平成七年五月にも新契約費の削減、安定的収益の確保等を柱とした収支改善計画を作成させ、その着実な実施を指導していただけてございす。さらに、七年九月の検査結果を踏まえまして一層強く財務の改善を指導していただけてございす。平成七年九月の決算では単年度収支において黒字を計上するなど経営改善の効果も認められたわけでございす。そして、平成八年度になりまして、さらに一層のリストラを徹底すべく事業費の圧縮、グループ企業支援による基金の増強、営業力の強化等を柱とする経営改善計画を策定方指導いたしました。その実行を求めてきたわけでございす。また、この八年度末におきましては、市場金利の低下とさらなる株価の低下等の影響によりまして事業の継続が困難な状態に立ち至ったものでございす。

平成七年九月の時点におきましては、残存する含み資産等もありまして、さらに徹底した経営改善計画も作成されておりましたので、経営努力による再建は可能と考えておりました。結果として、八年度の株式投資の失敗もあり達成されなかったわけでございす。その点につきましては大変遺憾でございます。

が、一般論として申し上げれば、免許会社たる保険会社は経営が悪化した場合でも、その会社の多数の保険契約者の保護等にかんがみれば、自主努力に基づき最大限経営立て直しを図るべきでございまして、当局としてもその努力をこれまで要請し、指導していただけてございす。ただ、経営破綻がはつきりした以上、これをいつまでも放置することなく、極力早期に処理することが保険契約者のためになるということで今回の業務停止命令を発したわけでございす。

○国務大臣(三塚博君) 率直に言います、監督行政ですから、その時点でベストの限りを尽くしておると私は理解をするわけであります。

結論から言いますと、あるとも言えないというところで、私は、この事態を今後の教訓として、またデータとして、生保というのは大変大事な機能を果たしておることにかんがみ、強く指導をいたしておるところであります。

○荒木清寛君 平成七年九月に金融検査部が検査をしたわけですが、その時点において実質的な債務超過に陥っていることが判明をしたと、まずこの点が間違いないのか。その後におきましてこの日産生命というのは保険契約者に対する配当は中止をしたのかとか、この点報告してくださいます。

○政府委員(福田誠君) 債務超過状態になりながらなぜ営業を続けていたのかというところでございす。御案内のとおり、生命保険の場合には極めて長期の契約を引き受けておりまして、通常言われております景気変動の短期サイクルも契約期間の間に何回も訪れるわけでございす。その間に金利や株価の水準も一般的に高低する状況が繰り返されるわけでございす。

他方、生命保険会社は、長期の資産運用の一環として、売買目的でなく保有目的の資産を多数保有しているわけでございまして、そういう状況のもとにございまして、生命保険会社がある一時期に評価性資産の市場価格の下落によって資産評価額に対して債務が超過状態になった場合に、当局としては、その債務の超過の状況が一過性のもの

なのか否か、縮小していくことが可能かどうかということが問題になるわけでございす。

相互会社たる生保会社の場合は、その性格上、基本原理は実質主義というところで剰余は原則として契約者に還元しなければならぬというところございまして、その結果自己資本が僅少であるというようなことは事実でございまして、株式や土地の含み益に依存する度合いがかなり高いという、そういう経緯はございす。したがって、特に株式の保有割合が高い生保会社は、株価がたまたま下落をした場合の収支に与える影響が大きい反面、上昇してまいりますと急激に回復するというような他の事業会社にはない特徴がございす。

したがって、ちよつと冗長でございす。が、一時的な市場価格の下落があつて収支が悪化した場合であっても、将来の株価の回復の見込みが十分あるなどの状況であれば財務の健全化を図ることも可能であると考えられるわけでございす。その際、経営者が徹底したリストラ努力を行い経営全般を改善すれば、事業継続に伴って単年度で経常的に黒字が出せる場合もあるわけでございまして、そのような場合は事業継続をさせる、あるいはすることが適当ではないかと考えるわけでございす。

そういうことで、当社につきましては実質債務超過状態にございまして、そのもとで強力な経営改善を行い、経営者の自己責任ということで最大限の努力をしたというところでございす。

○荒木清寛君 相当冗長に言われたわけですが、保険業法の六十四条ですが、実質的な債務超過状態にある会社が配当を行うというのはこの法律違反ではないんですか。あるいは、少なくとも基金の充実を定めているこの法律の精神に明らかに私は反していると思うんですね。そういう違法な配当をすることを大蔵省が認めたと言われても仕方がない事態ではないんですか。

○政府委員(福田誠君) 配当について答弁漏れで恐縮でございまして。

配当の問題につきましては、株式会社の株主配当と相互会社の契約者配当とは同一に論ずることはできないと認識しております。すなわち、相互会社の場合は、先ほど申し上げましたように、実費主義の理念に基づいてできるだけ安い費用で保険商品の提供が要請されているわけでございまして、基本的には会社の損益が社員に帰属することが本質でございまして。

相互会社の契約者配当につきましては、保険料の算出基礎となっており三つの要素、いわゆる三利源に係る取支動向によって決定されるわけでございまして、予定死亡率、予定事業比率、それから予定運用利回りでございます。契約者配当につきましては、これらの三要素に基づきまして実績が予定されていたそれぞれの基礎率と異なるとして、予定よりも剰余が出た場合には、その剰余部分というものは保険料のいわば過剰受け取りという形、性格のものでございまして、これを精算という形で契約者に還元するというのが相互会社の制度でございまして、いわゆる利潤の分配とは違つて、安全を見積もった保険料率について剰余が出てきた場合に還元するという性格のものでございまして、先ほど御指摘のような事業、財務内容が悪い場合に配当ができるのかという御指摘につきましましては、株式会社における配当とは性格が異なるものであるということを御理解賜りたいと存じます。

○荒木清寛君 そうしますと、相互会社の場合、保険会社は株式会社もあれば相互会社もあるわけですが、相互会社の場合には債務超過があつても配当することは何ら違法でない、そういう見解でございませう。

○政府委員(福田誠君) 今申し上げましたように、各社の配当の水準は、財務内容とか今申し上げた三つの利源、その取支等によって決定されるものでございまして、一方で、配当は保険料の事後精算的な機能も有しておりますので、これらの点も考慮しなければならぬというふうに申し上げます。

第五部 大蔵委員会会議録第十号 平成九年五月八日【参議院】

○荒木清寛君 ですから、私の言ったような状況で配当しても適法であるということではよろしいわけですか。

○政府委員(福田誠君) 違法ということにはならないと存じます。ただ、当社につきましては、配当については他社に比べても最低の水準で推移してきておるわけでございまして。

○荒木清寛君 私も、その点さらに精査をしてまた質疑したいと思ひます。

それで、本件における債務超過が一時的なものでどうかという御指摘がありました。その後の大蔵省の追跡によりましてこの債務超過という状態は好転をしたわけですか。

○政府委員(福田誠君) 先ほど申し上げましたように、平成七年度につきましてはかなりの改善をいたしました。

○荒木清寛君 改善をしたと言ひますけれども、平成七年九月の検査以降今日に至るまでずっと実質的な債務超過が続いていたということは間違いないというふうに考えます。

そうであれば、なぜもつと早く今回のような措置がとれなかったのか。戦後このような形での破綻は初めて、前代未聞でありまして、一年半ですが、このままにしておいたというのはいかにも怠慢ではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(福田誠君) 繰り返したくなりますが、平成七年九月の検査で実態が把握されたそのときにも既に経営改善計画を強力に進めておりましたし、平成八年度にもそのような見通しがあつたわけでございますが、直接この引き金になりましたのは、この八年度におきまして同業他社はリスク資産を極力減らす方向で資産運用をしておりまして、当社につきましては株式運用を逆にならした積極的にいたしましたために、それが裏目に出たという要因がございまして。

○荒木清寛君 再建できると当局も思つていたが、結局破綻に陥り、傷口が広がつてしまつた。まさに住専のときの経過を思ふわけでございまして、私は行政の責任というのはいえ得ないという

ふうに思ひますが、さらに資料等精査してやりとりをしたいと思ひます。

そこで、現在も日産生命につきましては検査を行つていられると聞かれておりまして、五月中にも終了するのではないかとような報道もあるわけでありまして、その時点におきまして現在の資産状況等の検査の結果はきちんと公表されるのか、またその際にあわせて平成七年九月における検査の詳細についても公表すべきである、それをもつて関係者の責任というのを明らかにすべきであると思ひますが、大臣、いかがですか。

○政府委員(福田誠君) 個別の金融機関に係る検査結果につきましては、従来から公表を差し控えておりました。ただ、それをめぐり背景につきましては、先ほど来る申し上げてい

るとおりでございまして。

○荒木清寛君 そうしますと、現在の検査の結果も公表はしない、それが大臣のお考えということとなんです。

○国務大臣(三塚博君) 相互会社といへ、形態は法律上個人会社、個人といふのはちよつと正確を期せませんから、私企業である、概念からいふと、私企業であります以上、自己責任というのが当然そこにあるわけであります。

政府といへども、担当局といへども、審査、検査のやり得べき限界はあることは御案内のとおり。調査権を持つておるわけでございませんから、調査の範囲は善なるものとして受けとめ、しかし問題があるところについては指摘をし、改善をしろと、こつとやつておるわけでございまして。そういう点で、事業破綻という最悪の事態を延ばすことがさらに最悪になると、保険者、契約者保護という観点から決心をしなければならぬということと決心をしたわけなんです。

それから申し上げたいことは、それまでに来る間、それなりの努力をしたことは事実であります。その内容面は御遠慮させていただきますが、そういうことの中で、限界に参りましたから生保協会をしてこれを引き受けていただき、契約者の保護

に徹する、そのために最大限の努力をしておるわけでございます。よつて、本件についての責任があるとお考えならば、それは私の責任でありまして、私は私なりに尽くされる法制上の努力をしたし、生保全体の信任を得ることが今後の高齢社会に向けての極めて重要なこと、契約社会と言われ今日の社会体制を守り抜く、システム維持ということにもなるんでしょか、そんなことでありますことを御理解賜りたいと存じます。

○荒木清寛君 大蔵省に監督責任があるのかないのか、これは二回にわたる検査の結果をきちんと見なければわからない話でありまして、私はきちんとそれは国会の場に提出すべきであると考えておりますのでまた今後対応してまいりたい、そのように考えます。

そこで、本法の改正についてでございますが、外為法の改正につきましては、昨年の六月に外為審の報告によりまして必要性が指摘され、十一月には総理が発表された日本版ビッグバン構想のフロントランナーと位置づけられました。その改正の必要性につきましては疑問を挟む余地はないかと思ひます。というよりも、遅きに失したのではないかと、なぜこのような制度が今まで残つていたのであるかという感を強く持つわけでござい

ます。

そこで、法改正のタイミングにつきましてお伺ひいたします。この改正の背景には、国内取引が利便性の高い海外市場へ流出しているなど、東京金融市場、資本市場の空洞化懸念があつたというふうな一般には言われております。しかし、この空洞化というのは何れも去年の六月あるいは十一月に始まつた話ではありませんで、恐らくもう九四年ころからそういう指摘は各方面からあつたわけでございます。それがなぜ昨年の十一月あるいは六月の段階になって法改正という方向へ踏み切つたのか、何かそういううきうきがその時点であつたのか、御説明を求めます。

○政府委員(神原英資君) 外為法の改正が遅きに失したのではないかと御指摘でございまして

れども、実は外為法の前回の改正は一九八〇年に行われておりまして、これは大改正でございまして、原則規制から原則自由、自由という中にも若干の規制は残ったわけでございましてけれども、原則が自由になったというのは事実でございまして、この時点では、日本の外為法は恐らく大陸ヨーロッパ諸国ものに比べては自由化の度合いが大きかった、そういうものでございましてけれども、実は九〇年代に入りましてヨーロッパが通貨統合、経済統合というのを非常に積極的に進めまして、ドイツ、フランスのように日本よりも厳しい外為規制を持っていた国が一九八九年、九〇年に相次いで外為法の抜本改正をやるということが起こったわけでございまして、そういうことで、九〇年になりまして、やはり他の先進諸国と比べて外為法の規制がかなり厳しいなという感じがございまして、我々も随時いろいろの方法で規制の緩和は行ってきたところでございまして、抜本改正に至る前にいろいろな形の規制の緩和を行ってきたというところでございまして。

それからもう一点、現在でも東京はニューヨーク、ロンドンに次ぐ国際金融市場でございましてけれども、シンガポールあるいは香港が基本的に自由な市場としてかなり拡大をしております。そういう中で、このまま放置すれば東京マーケットが空洞化する、そういう懸念が出てまいったというところでございまして、そういうことが重なりまして今回の外為法の抜本改正につながったわけでございまして。

ただ、私もといたしましては、一昨年の十一月から、平成七年の十一月から外為審で法改正をすべきかどうかという御審議をいただきまして、先ほど先生御指摘のように、去年の六月には答申をいただき、それを受けて大臣の諮問というものが昨年の十一月に行われ、ことしの一月の答申ということになったわけでございまして、そういうような経過をしております。ですから、この十一月に総理から抜本的な金融制度改革をやれという指示がございまして、それも今回の

外為法改正、これほど抜本的な完全自由化になったという一つの要因でございまして。

ちよつと要を得ないようでございましてけれども、要するにヨーロッパ諸国が自由化をしたということ、それから空洞化の懸念が出てきたということ、そういうことが外為法抜本改正の要因になっておるということでございまして。

○荒木清寛君 今のお話ですと、九〇年代以降のいろんなヨーロッパ市場の進展等により空洞化懸念を持つに至ったという話なんですけれども、しかし一方では、平成七年度経済白書二百九十三ページによると、金融の空洞化につきまして「空洞化が生じている可能性は小さいといえる」、そういう分析でしかないわけですね。しかし、本年一月十六日の外為審の答申によると、今局長がおっしゃったように、「国内の金融・資本取引がより利便性の高い海外市場にシフトする傾向がみられる」と、ようやくそういう表明があるわけですね。一体じゃ当局、政府としていつそういう空洞化の懸念というのを、平成七年の段階では持ってなかったわけですね。しかし、今のお話ですともう九〇年代に入ってからそんな楽観できる状況じゃなかったわけですね、やはり危機感に乏しかったと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

○政府委員(榊原英資君) 政府として統一見解をいつ固めたかということ、いろいろな懸念が生じてきたということ、若干別の次元の話だろうというふうに思っております。私もといたしましては、現在でも大きな空洞化が生じておる状況だとはまだ思っておりません。ただ、空洞化の懸念というのが次第に大きくなってきたと。いろいろ言われておりますけれども、私もいろいろな自由化をこの間しております。通達でできるもの、あるいは政令、省令でできるもの、そういうものについては自由化しておりますので、東京マーケットも今までのところはそこそこ世界三番目の市場として機能しておるわけでございまして。ただ、非常に自由化の速度が速くなってまいりましたので、このまま放置すればそう遠くない時

期に空洞化する、そのリスクが非常に大きくなってきた、そういう判断でございまして、外為法改正を二年前あるいは三年前にやっていたべきではなかったかという御指摘かと思えますけれども、今の状況でもとかく抜本改正をするということが私どもとしては大変重要なことだというふうに思っているというふうに言わせていただかざるを得ないと思っております。

○荒木清寛君 その点はそのくらいにしまして、きのうの総理の本会議答弁でも、ヨーロッパにおける統一通貨ユーロの誕生が見込まれ、基軸通貨が二本立てとなるとなった場合に、円がローカルカレンシーになってしまふのではないかと、したくないということが今度の金融制度改革の一つの背景であるというふうなお話があったわけですね。そうしますと、この外為法の改正の背景といえますか、目的の一つに、そういう円をローカルカレンシーにしたい、国際化するという、そういうねらいもあるというふうに理解していいわけですか。

○政府委員(榊原英資君) お答え申し上げます。特に、ヨーロッパの通貨統合というのが一九九九年に始まるという予定になっておりますので、ドルとユーロが世界の二大通貨ということになる日が非常にもう迫っているわけでございまして。そういう中で、円がそれなりの役割を担っていくということが極めて重要だという認識はもちろんでございまして。

ただ、円の国際化というのはいまだ東京マーケットを使い勝手が悪いマーケットにする、あるいは円そのものが使い勝手のいい通貨になるという、そういうことが前提となって初めて国際化が進むわけでございまして、そういう方向に向けて日本の外為市場あるいは金融市場全体を自由化していく、そういうプロセスの中で自然に円が使い勝手のいい通貨になって国際通貨になると、こういうことが金融システム改革の一つの目的であるということとは先生御指摘のとおりでござい

○荒木清寛君 そうしますと、これは自然にそうなるべきであって、それを目指しての外為法の改正でないということなんですかね。といひますのは、大臣の趣旨説明あるいはいただいた資料によりまして、この外為法の改正の目指すべき一つの方向として円の国際化というふうな記述はどのにもないものでしょうか。

私は、きちんとその点を今回の法改正の提案理由なりあるいは改正の目的にうたうべきではなかったかというふうに思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(榊原英資君) 先ほどの自然にという言葉がちよつと舌足らずであつたかもしれませんがけれども、私も、どの通貨が国際通貨になるかということ、これは市場参加者が決めることだというふうに思っております。私も円の使用を市場参加者に強制するということはできないわけでございますから、当然のことながら、私どもは円が国際通貨になる環境を整備するというのが、これが私どもの役割だというふうに思っております。

円が国際通貨になる環境の整備というのは、すなわち外為法の改正であり金融システム改革だということ、そういう環境を整えれば当然のことながら円は国際通貨として使われることになるというところを目的として掲げてはおりませんけれども、政府が十分な環境の整備、金融インフラの整備をやれば当然、東京は国際マーケットになり、円は国際通貨になっていくものだろうと、そういうふうに考えているというところでございまして。

○国務大臣(三塚博君) 局長の答弁の限界だろうと思っております。これは、私が昨年の暮れ大蔵大臣を命ぜられた折に、金融システムの大改革について橋本首相から三枚の紙をちょうだいしたところであります。それが自由であり、公正であり、国際基準に合った市場。そこで首相いわく、基軸通貨として進まなければならない位置づけがあると思

そこで、円の国際化のメリット・デメリットをわかりやすく御説明願いたいと思います。

○政府委員(榊原英資君) 円の国際化のメリット

あるいは、附則で大蔵省設置法の改正も行われ
ますけれども、しかしその中でも大蔵省の所掌事
務として「所掌事務に係る外国為替の取引の

うようなものは本当はこの目的にそぐわないではないかと。何もそれを否定するということではなくて、外為法で扱う分野ではないのではないか

にうたうか、あるいは、アメリカなんかそういうものは別の法律でやっているというふうに聞いておられますけれども、別建ての法律として整備をす

のが今回の抜本改正に当たってはむしろ論理的整合性といえますか、法体系としての整備がなされるんではないかという感も抱くわけですが、若干長くなりましたけれども、いかがですか。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生御指摘のように、いろいろな考え方が当然のことながらあるわけにござりますが、私どもといたしましては貿易立国という理念のもとで、貿易をめぐる内外の諸情勢が安定的に推移するということが我が国の発展のベースだということでございまして、政治的な状況等も十分に踏まえた上で貿易の管理ということをやるといふやり方も十分に考えられるのではないかといいことで、私どもの今の体制のもとで貿易の必要最小限の一定の状況におけます管理というものをいたしているわけでございします。

そういう国際的な平和でありますとか安全の維持を妨げる取引を全く規制しないという形でやった場合には、今先生が御指摘いたしましたような我が国の対外取引の正常な発展でありますとか、我が国経済の健全な発展を阻害するおそれが出てくるということでございまして、法目的を達成する上で必要最小限のやり方で行われてきているし、それで十分ではないかというのが私どもの考え方でございます。

○政府委員(榊原英資君) 若干補足させていただきますと、先生おっしゃったように、こういういわゆる経済制裁について、アメリカ型の有事規制法のようなものをつくって、それで全体的にカバーするというやり方が一つあると思います。それからもう一つは、私どものような形で外為法でやるというように、例えばドイツなどでも対外経済法というように、経済制裁を行っている、フランスでも対外金融関係法という法律がございまして、それで金融関係の経済制裁を行っているという二つの考え方が論理的にはあるんだと思ひますけれども、我が国の場合には従来までも外為法で経済制裁を行ってきたところがございますし、今後もこういう法体系でやることにいつて何ら差し支わりはないというふうに考えている

ということでございます。

○荒木清寛君 いずれにしましても、今回は抜本改正でありまして、第一条の目的条項も改正された外為法の性格をきちんとあらわすといひますか、それが目指しているところをきちんとわかるように整備をした方がよかつたのではないかといいふうに私は思つたわけですが。

もう一点、これを外為法で取り扱うのが本当に適切かという案件の一つに、先ほども質疑であつたわけですが、マネーロンダリングの防止策としての本人確認制度があります。

ただ、この本人確認制度の必要性というのは何れも対外取引だけの問題ではありませんが、対内取引、国内取引についてもきちんとなを付けておかなければ防止策としては十分ではないかと考えなければなりません。そうなりますと、むしろ外為法で対外取引についてのみ規制をするというよりも、マネーロンダリング防止法のようなものをつくって、対内取引、対外取引を問わず、金融機関に対して本人確認義務を課するという方がむしろ実効性があるんではないかというふうにも考えますが、それをあえて今回対外取引についてのみこの外為法で本人確認義務を法定したという理由はどういうところにございしますか。

○政府委員(榊原英資君) 御指摘のとおり、対外取引だけではなくて対内取引についてもマネーロンダリング防止のための本人確認が必要だということにございしますが、実はマネーロンダリングを防止するために、平成二年十月以降、通達によりまして口座開設時及び三千万以上の大口の現金取引等については本人確認をしろという義務が課されてございします。ですから、これと平仄を合わせる形で対外取引についても本人確認の義務を課したということにございします。

また、平成四年の七月一日から施行されましたいわゆる麻薬二法におきまして、マネーロンダリングの犯罪化、金融機関等が疑わしい取引を監督当局に届け出る制度の創設等が措置されておるわけにございします。また、本法律の施行に合わせて

通達を改正しまして、本人確認の一層の厳格化が行われ、運転免許証、住民票の写し等、公的書類などによる本人確認の徹底が図られているところがございます。

○荒木清寛君 その平成四年七月一日に改定されました銀行局通達ですか、これは本改正によりまして一応失効するという理解でいいんでしょうか。仮にその通達がまだ存続をしようというところになりますと、重複する部分はどういう扱いになるんでしょうか。要するに、銀行局と国際金融局の両方にそういう報告といひますか、それをしていなければいけないという関係になるんですか。

○政府委員(榊原英資君) 特に現行法上の通達が失効するわけはございません。外為法上は外貨の両替については本人確認義務及び支払い手段の輸出入にございしますから、輸出入というのは税関を通るときに現金を持って出る、あるいは持っている、これについての確認義務でございしますから、双方がオーバーラップしているというふうなことでないかと私は理解しておりますけれども。

○荒木清寛君 そこで、この件につきまして大臣に最後にお聞きしたいんですけれども、通達によりまして対内取引についても本人確認義務を課していると言ひますけれども、通達は法律ではありませんが厳密なそういう法的義務があるわけではないわけですか。

対内取引につきましては、そういう通達に基づく本人確認、いわゆる協力要請というように法的にはなるかと思ひます。一方、対外取引につきましては本人確認というのは法律上の義務になるわけであつて、こういう不均衡があつていひますのかと。いっそのこと、やはりマネーロンダリング防止法のようなものをつくって、両方きちんと法律上の義務として規定すべきではないかと思ひます。

○政府委員(榊原英資君) 貴重な御意見として伺つておきますけれども、銀行法との関係の調整については今後やっていきたいというふうに思つております。銀行の場合には預金の設定について

の本人確認義務が通達であるわけにございしますから、我々の場合には本人確認義務は確かに法律という形になっておるわけにございしますけれども、今後銀行法との間の調整といふことは事務的にやつてまいりたいというふうに思つております。

○国務大臣(三塚博君) 今、局長が言われましたように、全体を見てこの対策が法文の中に記述をされておるわけにございまして、この記述を基本に取り組んでまいりますと御懸念の問題も前進するのかなと思つております。

○荒木清寛君 さらに、外為法で規定すること必然性が無いのではないかと案件の一つに、国際収支統計作成のための報告制度があるのではないかと考えます。

今回の改正によりまして、国際収支統計作成のための報告は、大蔵省の所管する為銀に課せられた義務という性格を失ひまして、広く取引当事者に課せられる義務となるわけにございします。要するに、金融監督の手段としてそういう報告をさせるというわけではなくなるわけですから、そうなりますと大蔵省がこれを所管する必然性があるのかという感じがいたします。

イギリスでは、このような統計作成のための報告といひものは統計法によつて規定され、イングランド銀行がやつていて、そして中央統計局が発表しているという話です。我が国でも同様に、国際収支統計を統計法上の指定統計として総務府の所管事務とするといふことや、あるいは経済の動きを見るための指標として経済企画庁の所管事務とするといふことは考えられなかつたのでしょうか。そういう監督といふことがなくなつたのに、あえて大蔵省が統計作成のために報告をさせるという必然性はあるんでしょうか。むしろ、行革ですからそういう統計の作成といひものは全部総務府に任せられた方がすつきりするのではないかと思ひます。

○政府委員(榊原英資君) 御指摘のとおり、海外では国際収支統計をいわゆる統計法によつて別途法律的な根拠を定めつくつていひる国もイギリス、

アメリカとあるわけでございます。

ただ、白紙に絵をかくという状態であればそういうことが論理的に考えられるということでございますけれども、一方、外為法は対外取引の正常な発展、国際収支の均衡あるいは通貨の安定というのをその法目的にしておるわけでございますから、外為法が国際収支統計を集める根拠法律になるということについて何ら差し支わりはないというふうに思っておりますし、大蔵省、日銀がそういう統計を作成しているということについて何ら今問題点は起きていない、こういうことでございまして、従来どおり国際収支統計の作成についてはこの法律を根拠としてやるということでございます。しいのかというふうには私どもは考えております。

○荒木清寛君 何ら差し支えないというお話ですが、一たん取得した権限はもう絶対放さないという話じゃなくて、インターネットやパソコン通信を見ましても総務庁の統計というのが一番有用性があるというふうにも私も思うんですよ。だから、そういうところに全部やらせた方がいいんではないかというふうに思います。

最後にお聞きをいたしますけれども、改革にはやはり光と影があるわけであります。今回の外為法につきましても、もし影という部分があるとしたら、それはマネーロンダリングの横行あるいは国際取引を利用した租税回避の横行があり得るのではないかと、行政の執行いかによっては、そうなりますと、適正公正な課税の実現に支障を来すだけではない、税収の確保という面でも大きく影響があるわけであります。そういう影ができるようなことになってはならないと思うわけであります。

ロンダリングの横行とかあるいは租税回避ということが現実起こってしまうわけであります。それを懸念するわけであります。

そこで、私は、税の執行体制の整備という意味でこれに関係する職員の定員をきちんと確保すること、あるいは、今もさまざまなそういう国際取引の専門官がいるというふうな聞いておりますけれども、そういうスタッフを増設する、あるいは研修をする等によりまして機構の充実を図るという、そういう必要性があるのではないかというふうにお聞きいたします。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。国際取引に対する課税につきましては、国内外の資金の流れを含めまして海外との取引内容を調査する必要があるわけでございます。取引先が海外に所在するなど、国際取引を利用した租税回避行為を的確に把握することが困難であることから、租税条約に基づく情報交換や調査官の海外派遣等の実施などにより適正な課税の実現に現在努めております。

こうした中で、国税庁におきましては、国際取引に関する調査体制の充実を図るため、ただいま委員御指摘のような国際課税関係部の専門ポストの新増設等による機構の整備や所要の定員の確保に努めてまいっておりますし、またいわゆる税務大学校におきまして国際租税セミナー、あるいは各国税局における各種研修などによって人材の育成に努めてきております。

今後、ますます国際化が進展する中で、研修等の充実による人材の育成を図り、また、厳しい財政事情のもとではございますけれども、所要の機構の整備等について関係方面の御理解が得られるように努力をしてみたいと思っております。今回の外為規制の緩和によりまして、国境を越えた資金移動が自由化され、国際取引が一層活発化していくことが予想されるわけでございまして、そういういたしますと、国際取引を利用した租税回避行為の把握が一層困難になるといふふうな

考えられるわけでございまして、そうなりますと、今御指摘のございましたような適正公平な課税の実現に支障を来すだけでなく、税収の確保にも影響するといふふうな考えております。

したがって、私どもといたしましては、国際課税体制の一層の充実を図るとともに、銀行等から一定金額以上の海外送金に関する資料情報を税務当局に提出していただくなどを内容とする資料情報制度が必要であるといふふうな考えております。

○國務大臣(三塚博君) 大きく世の中が変わりつつある中で、円の信認を得るべく諸改革の断行を進めるフロントランナーが外為法であることは御案内のとおりであろうと思っております。

委員から段々の万般にわたり御指摘をいただきまして、情報化等を取り進め、正確を期するといふことを行いつつ、今後のこれに対応する体制については検討を進め、対応していかなければならないと思っております。

○荒木清寛君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時十分まで休憩いたします。

午後二時十分 午後二時十分 午後二時十分

午後二時十分 午後二時十分

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○益田洋介君 私は、外為法改正の法案に関する質問の前に、一点だけ大蔵大臣のお気持ち伺っておきたいことがございます。それは野村証券の事件でございます。これは通告はしておりますが、急なことであったもので、よろしくお願いたします。

六日、東京地検の特捜部は、この事件について

立件の意向を固めて、週明け早々にも立件するという報道がございました。これはどういふことかと、野村証券とそれから総会屋グループの小池隆一代表の実弟が経営する不動産会社が、証券界で言われている、ワラント債を売って同日中に高く買い戻すといういわゆる日ばかり商い、こういうことを行つて利益の供与をした。客観内容は商法違反、利益供与と証券取引法違反、損失補てん、こういうことでございまして、野村証券の元会長、元社長の取締役役復帰が焦点となりました。平成七年の株主総会対策などが背景にあると。大変これはゆゆしき問題で、この証券会社は以前にも問題を起して相当厳しく大蔵当局から指導が行われていたはずだと。

今後、この事件につきましては、捜査は司直の手にゆだねられるわけでございしますが、大蔵省の監督義務責任、これについてどういふお考えか、大蔵大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(三塚博君) 証券取引等監視委員会も調査を行つておるところ、それからからは調査中というところであります。ただいま益田委員から、地検の今後のスケジュール等についてお話がございましたが、私はまだそこまで承知をいたしておりません。

いずれにいたしましても、処分が決まり、証券取引等監視委員会からの調査を待つて、主管大臣である私のところに勧告があります。厳正に対処することは言うまでもございせん。また、刑事事犯として捜査が行われ起訴されるということであれば、これまた事件進行中であらうとは思いますが、対応を厳正に考える、こういうことであらうと思ひます。

○益田洋介君 それでは、外為法に移ります。

外為等審議会の答申によりまして、外為法の十年ぶりの抜本的改正は、金融における東京市場の生き残りをかけた日本版ビッグパンのフロントランナーと位置づけられている。このフロントランナーという言葉は大蔵大臣もお好きのようたびたび使われておりますが、私はこの言葉は正しい

とは思わないんです。

なぜならば、既に指摘をしておきましたが、OECDの加盟国の中で為替の管理を行っているのは現在でも日本と韓国だけ、非常に先進国から取り残された状態が現状であります。また、シティー及びウォールストリートから十年も二十年もおくれてやっと金融の自由化に着手しようとしているんですから、これはフロントランナーなんではないで、むしろバックランナーと言ふべきだ、そのように思いますが、いかがですか。

○國務大臣(三塚博君) これは、昨年第二次橋本内閣スタートの折、大蔵大臣に就任いたしました小生に対し、橋本首相から金融システム改革、これを断行したいと、御案内のとおり三原則を示しながら、規制の撤廃、そして法令の整備、グローバルスタンダードの金融市場をつくり上げるために格段の御努力をということであります。関係審議会に一斉に検討、結論を早期に出すように要請をいたしました中で、先ほど政府委員から答弁がございましたとおり、一月答申がこれあり、金融システム改革の中で一番最初に法案作成を行い、そして両院に提出、御審議を賜る、こういうことになりました。

自由市場は、まさに自由でなければなりませんし、そういうことで開国という位置づけをしなから、二〇〇一年には完成をした東京市場、しかし一年でも早くそのことが完成するように努力をするだけではなく、逐次整備をし完成をしまいたい、こう思っておる中の第一番手でございますから、横文字はやめまして、第一走者として外為法がスタートをいたしました次第であります。

○益田洋介君 これまで外為業務を事実上独占してまいりました日本の大手銀行というのは、資産規模や資金量で世界の銀行の上位二十行に名前を連ねているわけでございます。しかし、欧米諸国におきましては、ソニーやトヨタといった名前を知っている方はたくさんいますが、日本の銀行の名前を知っているという方は少ない。これは、海外支店の主な業務が我が国からの海外進出企業を

顧客にしておるといふことだと思います。

例えば、国際金融市場においては、日本の銀行はジャパン・プレミアムの問題を抱えておりますが、グッドネームと言われている東京三菱銀行でさえ大変なプレミアムをいまだに抱えている。

これは調査室からいただいた「金融行政に関する資料集」、この中の九十五ページに表が出ています。これは、いわゆるliborと言われる英国の銀行協会のオフアレートと、東京三菱銀行のオフアレートとの差で評価をする。つまり、スプレッド、いわゆるジャパン・プレミアムでございますが、九七年三月二十六日現在で東京三菱オフアレートのスプレッドは〇・一七五七八と、依然非常に高いものがあるわけでございます。

私は、今回の法改正に伴って、相当日本の銀行は外為業務に精通した人材、もちろん採用と育成という両面だと思ひます。さらに、外銀並みの海外決済ネットワークの基盤の整備、ノウハウの集積、その他業務維持コストの見積もりなど、相当短期間の間に国際競争力を仕上げなきゃならぬ。果たして我が国の銀行にこうした対応ができるのかどうか。山口銀行局長は、四月八日、衆議院の大蔵委員会、この点については非常に不安がある、危惧が残っているんだと発言をされたようにですが、非常に正直な発言でよろしいと思ひます。

さらに、ある筋では、一方で邦銀は日本企業に対する蓄積されたノウハウがあるので、したがって、むしろ法改正の後は、日本の銀行はグローバルバンクを目指すよりは、むしろ国内向け銀行として生き残る方がより価値があるんだと、こういう指摘もあります。

この二点について、銀行局長の御意見を伺います。
○政府委員(山口公生君) 今、益田先生の御指摘のこれからの国際的な場での邦銀の競争、これに關しては、やはりおっしゃったとおり、人材の育

成とか、あるいはネットワークの形成とかいろいろ急いでやるべきものがたくさんあるかと思ひます。邦銀の力というものが、私どもの望みとしてまでもできるだけ数多く海外で活躍してもらいたいという気持ちは強く持っておりますけれども、邦銀がそれぞれの金融技術を身につけて、またシステムを開発し、さらに国際的な顧客のネットワークというものを構築していく、そのためにやはりこれまで以上の努力をしなければいけないというふうに思っているわけでございます。

我が国の金融機関は背後に千二百兆といういわゆる実需というものを抱えております。だから、そういう意味からいいますと、必ずしも力が弱いというものではないというふうに思っております。今後の努力によりそういった国際競争裏での活躍も期待できると思ひますし、またそうあつてほしいというふうに願っているわけでございます。

○益田洋介君 その千二百兆と言われております国民金融資産、これが今後どういふふうな動きをするのかということが今回の法改正の一番の目玉でございます。個人投資家は今回の法改正によつて事後報告だけで海外に円預金口座を設けることができるようになるわけですから、割高な手数料体系の日本市場はむしろ敬遠されるんじゃないか、これが一般的な見方、多分そうなる、私はそういう危惧をされているわけでございます。したがって、手数料が安くて有価証券取引税のない海外市場などへ相当この千二百兆円の個人預金の大量な部分が流出するのではないかと、私はそのようにも懸念いたしております。

例えば、これは四十七ページですけれども、アメリカの場合は利子課税について源泉徴収を行つてない。フランスも同様に行つてない。それから、有価証券の取引課税については、日本の場合は売り手が〇・二一%の負担。アメリカはない、ドイツもない。これはやっぱり相当魅力の差が出てくる。この点についてどうお考えですか。
○政府委員(薄井信明君) 確かに、有取税がある

よりない方がいいというか、取引しやすいということは言えるのかと思ひますが、株式の取引がどの市場で行われるかということも考えた場合に、国内に産業の基盤のある企業の株式が日本の株式市場で一番情報なりなんなりが深くわかるわけですから、中心地には日本の市場で売られるであろうといったような点も含めて考えた場合に、有取税の高さがどれほど取引の量に影響するか。

これは、方向性としては、最初申し上げたように、税率が低ければ低いほどいいだろうという方向性はあろうと思ひますけれども、そのことが黒か白かというふうな意味で一切どこかに移つてしまふということではないと私も思つております。いずれにしても、新しい金融市場のものと有取税がどうあるべきかということは改めて考えなければいけないと思つております。

それからもう一点、源泉徴収の方ですが、アメリカに源泉徴収制度、利子についてはないという事です。ただ、よその国には源泉徴収制度はあります。他方アメリカでは納税者番号というのがあつて非常にきちとした形で申告を求めているわけでございます。したがって、世界のこの種の議論では源泉徴収制度を持つ国とそれから納番によつて情報把握をする国、この二手に今分かれています。日本は確かに納番の方であり、納番のない国ですけれども、それはそれなりに対応できると思ひます。

ただし、そこでどうしても抜けるであろうと思われる、海外に口座を持ってそこで利子を得るなどというケースについてどうするかということがありますので、私もやはり資料情報制度というものを整備して、これによつて申告を徹底していくというのを考えている次第でございます。

○政府委員(神原英貴君) 若干補足させていただきます。
私も大量の資金が日本から流出することはないというふうに思つておるわけでございます。というのは、まず円取引についてはやはり日本の市場で行うのが最も効率的だということがあるわけ

ございますし、外国で行うとすればこれは当然外貨の取引、ドルあるいはオーストラリア・ドルあるいはイギリス・ポンドというようなことになるわけでございますけれども、これについては為替リスクというのがあるわけでございまして、今後為替レートがどういう方向に動いていくかということとその投資が魅力的かどうかということが非常に密接に関連しているわけでございます。

実は、現在でもかなり個人の外国投資あるいは中小の機関投資家の外国投資が多くなっているのをごさいますけれども、私もむしろ懸念をしておるというような状況でございまして、確かに五％、六％の利回りである外債というのがあるわけでございますけれども、それは大体円が六円程度円高になつてしまえば元本割れを起こす可能性があるということでございまして、そういう意味では為替リスクについては外貨預金というものについては為替リスクについて十分配慮して行わなければならないというふうに考えております。

○益田洋介君 いずれにしましても、今お二人の局長の御意見を伺つて、私は、外為法だけじゃなくて税制それから会計基準、それから伝統的な日本型システムを大幅に転換していかなければ、これから日本の市場がロンドン、ニューヨークと並ぶような市場に活性化するというような現在の日本の夢はとても果たせるものではない。

そうすると、まず当然税制の見直しは速急にこれは行わなきゃいけない問題であります。現在三兆六千億円に上るといふ源泉利子税収、それからまた三千五百億円と言われる有価証券取引税収が税制改正によつて減収となるのは、これはまた一方で当然の理でございまして、

この際、そうした税収が減ることによつての我が国全体の財政の悪化にさらに拍車がかかるのではないかと、こういう考え方は当然論理的に成り立ちます。その場合に、今度間接税にシフトして税収を一定のレベルに保とうと、そういった考え方も一つ成り立つと思ひますが、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) まず源徴でございます。利子の源徴で今一兆六千億円ぐらいの税収があるかと思ひます。これがどういふ影響を受けるかということにつきましては、源徴分については、為替の自由化によつてこれが減つていくということとは直接的には考えられないではないかと思ひます。むしろ金利水準がどうなるかということが大きな影響を持つのではないかと思ひております。

それから、有税なり証券税制の関係ですが、有税につきましても現在二年間の特別措置として〇・二一になつておりました。これが来年の三月末には期限が切れます。したがつて、来年度改正までには答えを出していかないとはいけません。思ひております。その際には、有税を重くしていくという方向はないと思ひますので、緩和していく方向が世の中であつていふわけでございしますが、同時に、私も株のキャピタルゲイン課税、所得税の世界をどうするかということをおあわせて考えていきたいと思ひていふわけでございします。

それから、最後に非常に大きな御質問がございました。確かに一般論でございしても、日本でこれからどうするかということではなしに、外国で議論されている話、それから一般的な話として議論されていることは、きょうも最初に崎崎議員からも御質問があつたんですけれども、どうしても国際的な広がりのある取引に対する税金というのは安いのと、その税金に従わざるを得なくなつてきていふ流れが世界的にあると。その結果、世界的に、足の速いといふ言ひになりますけれども、そういう所得に対する税金が少なくなつて、一方でトータルとしての税収は必要な額が決まつてきますから、どうしても移動可能性の低い労働とかあるいは消費に対する税金に偏つてくる性格がある、方向性が何か認められるのではないかと一議論があるといふ意味では、御指摘のとおり一般論としては言われております。ただ、日本でそれを考えているということを中心

上げていふわけではございません。

○益田洋介君 今回の法改正で対外直接投資の事前届け出制を廃止するということでございますので、当然のことながら直接投資が迅速化するわけでございます。

しかし一方で、資本取引はすべて事後報告制度に移行するわけですので、事務的負担が軽減するといふ程度にしか外為等審議会の答申では言つておりません。私は、報告が遵守されない場合には国際収支統計や市場動向把握が正確になつてしまふわけでございまして、政府における財政政策の策定の基礎データが不正確になる危険が出てまいりますし、さらに民間企業の活動に支障を来すといふことにもなりかねない、こういう懸念がございします。この点、欧米諸国では報告義務違反に対する罰則というのは非常に厳しいものが科せられていふわけでございします。我が国も同様に、この義務違反は取り締まらなきゃいけない、指導していかなきゃいけない。政府としては、現在の程度の罰則規定をお考えなのか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(神原英資君) お答えいたします。

今回の改正におきましては、御指摘のとおり、抜本的な自由化を行うわけでございしますから、これと同時に、国際収支統計の作成や市場動向の的確な把握のために内外の資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備するといふことにしておるわけでございします。改正法案におきましても、報告という一章を設けまして、その事後報告を効率的にとるというのを旨としておるわけでございします。

現在、外為法の改正案におきましては、現行規定と同様、報告義務違反につきましては、「六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」、改正法案の七十一條でございしますけれども、そういうことにしております。二十万円以下の罰金といふのは若干低いという感じがございしますけれども、六カ月以下の懲役といふのはかなりこれはシビアなものであるといふふうに私は考えております。

す。

○益田洋介君 慎重に御検討されて、これもやはりグローバルスタンダードといふのがあると思ひますので、ある程度世界共通の罰則規定を設けないと一緒によつていけないんじゃないか、そういうふうな考えますので、よろしくお願いいたします。

それから、今度は海外で自由に口座を開設することができるようになるわけで、海外送金によつて国税庁の調査を逃れて麻薬取引などで得た不正資金を口座から口座へ横流しする、そういうことによつて資金の出所や受益者をわからなくする、いわゆるマネーロンダリング、これがふえかねないんじゃないか、そうした懸念が当然生まれてまいります。

百万円以上の海外送金については、資料情報制度という報告義務を設けて、それだけで政府はロンダリングの防止に対応できるというふうにお考えだと思ひます。私はこれは非常に甘い考え方だと思ひます。小口に分割して送金するなんというところは簡単にできるわけでございしますし、そのほかにもさまざまな方法があつて、私は知らないのをごさいます。いろいろな抜け道があるということをごさいます。アメリカには一九八六年制定のマネーロンダリング規制法というのがございます。日本にもやはりこういうものをこれから真剣に考へて法案を制定していかなきゃいけない、私はそういう必要性を感じます。

この点については、やはり金融取引の国際化に対応していくためにも新たな調査技法が開発されなければならぬ、そうしなければ現実に対処していけない、この点につきまして税務当局はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) マネーロンダリング一般の話は、脱税の問題とあわせて犯罪の問題、刑法犯と両方あるかと思ひます。そういう意味で、私のサイドからは税制面、これをどう考えるかということになるわけですが、御指摘のように、資料情報制度というものを早急に成案化し、

国会のお許しを得られるならば、臨時国会が開かれるならばそのときにでも法案として出させていただきたいと思っております。今検討を進めております。これによりまして送金と海外からの入金、両方をチェックできる。これによりましてかなり成果が上げられると思っております。

ただ、基本的にはやはり為替管理なりなんなりでいわば鎖国状態にあったときの方が税制上は楽であったことは確かですけれども、ただしそれがゆえに税制の方の都合から為替の自由化は困るという立場にはありません。やはり時代の流れは為替の自由化だと思います。その中で税制上何ができるかということを考えていくというのが私の立場でございます。

その際に、今御指摘いただいたように、微に入り細に入り報告を求めるといことができれば、それは税の立場からはありがたいのですけれども、一方で為替の自由化なり金融の自由化をしているのに別の負担がかかってしまつて動きがとれないということではいけないわけです。そうすると、そこに適切なバランスを考えなければいけない。ということで、今私どもが考えているのは欧米、特にアメリカでやっております一定金額以上のものということに着目しまして、向こうで一万ドルですばる百万円以上のものかと思っております。

ただ、委員御指摘のように、九十九万円で分けてたくさん出てくるというようなことが一般的にも行われるとすれば、それは次のステップで私どもはそういうものを阻止していく手法も考えなければいけないと思ひますが、初めからそれを考えていくのはせつかくの為替の自由化なり金融システムが新しい時代に向かつていくのに対してマイナスではないかな、こう思っている次第でございます。

○益田洋介君 住専問題を審議いたしました金融問題特別委員会でも数回議題に上つたこととございしますが、八九年当時のアメリカのバブル経済崩壊ではS&L、貯蓄貸付組合がおよそ五十兆円

もの不良債権を抱えていたわけでございます。そして千行にも上る銀行がその結果倒産した。これに対してアメリカの政府は約十兆円の公的資金を投入して小口預金者を救済した。住専の場合と違つて預金者がある銀行だったわけ。しかし、その一方で、こうした事態の再発防止のために銀行の経営者や監督官庁の官僚たちの責任を徹底的に洗い出した。

そして一九九五年、アメリカの刑事訴訟法の改定で紹介されました同法千九百六十一條の通称RICO法、これは恐喝ですとか詐欺ですとか腐敗行為を行う団体を取り締まるための法律でございますが、その法律の活用によつて実に千八百人に上る関係者を検挙した。このことの陰にはアメリカの司法省や財務省、CIAといった機関がPR O M I S というスーパーコンピュータを駆使して調査をしたわけでございます。政府は、これを使つて一日一兆ドルに上るニューヨーク市場の内外のドル資金の流れを細かく監視しているというふうに向つています。また、残念なことではありますが、大和銀行のニューヨーク支店とそれから米国の現地法人の不正が摘発されたのもこのPR O M I S というスーパーコンピュータの果たした役割が大きいんだというふうに向つております。

こうして、アメリカ政府はコストと人手をかけた上で、必死になつて不正資金に目を光らせているわけでございますが、これは何のためかというのと、私の思うところによりますと、自分の国の金融信用力、特に国際金融信用力を失わない、維持していくためである。したがつて、総力を挙げて、大統領ですらその対象の例外としていないという、ホワイトウォーター疑惑がその一つだと思ひますが、こうした努力をアメリカはしてきた。我が国の不良債権というものは、まだ相当あると言われている。底知れないものがある。ゼネコンも相当抱えているのがわかつてきたわけでございます。私は、この点について大蔵省とそれから司法当局の考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 我が国におきまふ不良債権という問題が、これまでも我が国の経済に重くのしかかつておりますけれども、最近に至りましては数字を御紹介いたしますと、不良債権総額が、七年九月末で二十八兆ありましたが、昨年、八年九月末では二十九兆に減つております。要処理見込み額で十八兆ありましたが七兆に減つております。ただ、これはデイスクローズベースの破綻、延滞、金利減免というものの総体でございますが、この統一的な公表の数字で見ると限りにおいては総体的に見ますと減少していることから、不良債権問題が解決の方向に向つていっているというふうに言えるかと思ひます。

ただ、個々の個別の話になりますといふところはまだ取り組んでいくべき問題も多うございします。また、御指摘のゼネコンの不良債権の問題といふことも世にいろいろ言われております。ゼネコンがいろいろ保証しておるのがまた顕在、不良債権化するのではないかとというような記事も散見されております。

そういったものもございしますけれども、私も、民間金融機関のこうしたケースを見ながら、また今民間金融機関で必死に進めておりますリス トラ等の合理化努力、それからできるだけ思い切つて償却をするという姿勢、そういったものが実を結んでいけば、こうした我が国経済に重くのしかかつておりました不良債権問題が解決の方向に行くのではないかとというふうに期待しているところでございします。

○益田洋介君 警察庁、お願いいたします。○説明員(岡田薫君) 不良債権のお話でございますけれども、不良債権に関連した刑罰法令違反等がありますれば、これは従来より厳正に対処してまいりました。これは非常にゆゆしき事態を招来するわけでございしますけれども、議員御質問の中で、マネーロンダリングとの関連もあらうかと存じます。それと金の動きの把握の問題で出てきた御質問かと存じます。

で、犯罪によつて得られた資金であることを隠べにするためにさまざまな偽装工作、つまりマネーロンダリングが行われていると懸念されているところであります。

このマネーロンダリング対策につきましては、国際的にも各国が足並みをそろえてその防止、検挙を図るための措置をとることが必要とされているところとございまして、その一環として、国境を越えた資金の移動について、顧客の本人確認や必要な場合には捜査機関相互間の捜査協力などが求められております。私もそういったしつても、前提となります各種犯罪の捜査はもとより、国際的な資金移動、マネーロンダリング等の防止のために各種施策を今後とも的確に推進してまいりたいと思つております。

○益田洋介君 皆さんまだ記憶に新しいと思ひますが、住専問題のときも銀行の不良貸付先に見え隠れしていたのが組織暴力団であり、当時問題にされました。最近では、今度ビッグバンに向けて各銀行が不良債権の早期処理を理由に債権放棄などを盛んに行つていられるわけでございます。そして、かなりの金額が帳簿上は償却されている。その相手先にもし再び問題のあるところが出てくるわけではございません。国民としては非常に気になるわけではございません。国民としては非常に気になるわけではございませんので、どうか警察当局におきましてはよくこの辺を捜査していただきたい、そのようにお願いするわけであります。

仮に、相当な資金がいわゆるブラックマネーとして存在して、今回の法改正で海外に送金されても、警察庁は外為法違反で取り締まることもできなくなりますが、これは非常にゆゆしき事態を招来するといふ大きな懸念がある。この点についてどう思ひますか。

○説明員(岡田薫君) マネーロンダリングの問題につきましても、犯罪により得た収益を隠匿收受することというふうには理解されております。我が国では現在の時点では、麻薬特例法によつて薬物犯罪によつて得た不法収益等の隠匿收受が処罰

されることとなっております。主要先進国の多くは隠匿收受の前提となり、犯罪を薬物犯罪に限らず、重大犯罪一般に広げているというふうな承知をしております。現在、関係当局においても我が国におけるそうした前提犯罪の拡大についても検討されているところと理解をしております。

それはそれといたしまして、私ども警察当局といたしましては、現行法令の枠内におきまして前提犯罪の事実を立証すればその犯罪は立件できまうので、そういった捜査等に努力をしまいいたい、このように思っております。

○益田洋介君　さらに、国内におけるドルの流通量が相当ふえるという見通しでありますが、偽造紙幣の懸念もまた広がってくるわけでござい

警察庁の調べによれば、一九九六年に国内で発見されたにせ札八百五十八枚のうち、実に六百八十七枚がドルの紙幣であった。ドルのにせ札の鑑定に権威があると言われているリパブリック・ニューヨーク銀行の発表したところによると、年々このにせ札の偽造技術というのは精巧さを増している、そして最近では識別できないケースも少なくないんだと、こんなことも発表されております。今度はコンビニエンスストアで夜中でも外貨との両替ができるようになるわけでござい。便利でいいといえはいいんですが、そうしただけでドルの店員の人々がドルのにせ札を識別することはとてもできないんじゃないか。こうした問題も実際に生じてくるわけでござい。この点について、警察庁はどのように対応されるおつもりか。

○説明員(小堀豊君)　御説明申し上げます。

今回の外為法の改正によりまして両替商の認可制度が廃止されるわけでござい。すけれども、そうだからといって直ちに外国紙幣を偽造して、外国紙幣のにせ札を使用した犯罪の頻発につながるかどうかというのは明らかではないわけであります。が、警察といたしましては、外国紙幣である

と否を問わず、仮ににせ札の流通を認知した際には関係当局と連携をとりながら、その特徴、犯行の手法等を分析の上、犯行が予想される場所に必要情報提供を行うなどしまして、同種事犯の再発防止に努めてまいり所存であります。

○益田洋介君　次に、日本版金融ビッグバンについて質問をいたします。

御存じのとおり、EU、欧州では通貨統合を前にしまして国境を越えた大口機関投資家同士及び企業相互間の証券形態での高速金融取引という国際投資銀行業務が活発化しているというふうな伺っております。そして、今後はより効率的な金融規制がどうあるべきかというところに議論の焦点がだんだんに移ってきている。イギリスにおきましても、ロンドンのビッグバンの一つの帰結としてリスク管理が重視されてきているということ

リスクにさらされているのをヘッジしていくかという面があると同時に、逆に、リスクをいかにテークしていくことによって収益を上げていくかという両面があるわけでござい。したがって、銀行の業務というものはリスクを管理していなければ成り立たないと言っても過言ではないというふうに思います。

ビッグバンとかフロントランナーとか、片仮名語によって何か我が国が先進的な位置を占めているような印象を与えようとか大蔵省の方は考えているようござい。私には本来先取りすべき重要なことは、つまりこのウォールストリートとシティの先駆者から何を学ぶべきかというの、やはり徹底したリスク管理の実施であろう、そのような意見を持っているわけでござい。そのことによって、消費者保護や金融システムそのもののリスクの回避をやはり指導していくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君)　今、先生の御指摘のこれからの一番大事な視点としてのリスク管理、これは私も全く同感でございます。

諸外国でのリスク管理の技術というものは相当高度化されてきております。もちろん我が国の主要な邦銀におきましてもリスク管理は相当な高度化を見てきております。

先生、御指摘のように、これから世界の銀行に伍して活躍していく銀行としてはかなり高度なリスク管理が必要だし、また国内で活動する銀行においてもこれからはいかにリスクをトータル的に管理していくか、またリスクも単なる貸し付けのリスク等だけではなくて、市場が変動してまいります。例えば、債権を持っていてもその債権価格は変動いたします。為替が変動いたします。そういったマーケットのリスクにどうさらされているかをいかにアットバリュで今の時点でどう把握するか。したがって、どういふヘッジをかければいいか、デリバティブを組みたいかということ

○政府委員(山口公生君)　今、先生の御指摘のこれからの一番大事な視点としてのリスク管理、これは私も全く同感でございます。

先生、御指摘のように、これから世界の銀行に伍して活躍していく銀行としてはかなり高度なリスク管理が必要だし、また国内で活動する銀行においてもこれからはいかにリスクをトータル的に管理していくか、またリスクも単なる貸し付けのリスク等だけではなくて、市場が変動してまいります。例えば、債権を持っていてもその債権価格は変動いたします。為替が変動いたします。そういったマーケットのリスクにどうさらされているかをいかにアットバリュで今の時点でどう把握するか。したがって、どういふヘッジをかければいいか、デリバティブを組みたいかということ

○益田洋介君　今、局長のお話を伺いながら思っ

金融市場のルールづくりをしてきたような大先輩の国である。戦後におきましても、アメリカの特色にニューヨーク市場のサブシステムという機能を

○益田洋介君　今、局長のお話を伺いながら思っ

金融市場のルールづくりをしてきたような大先輩の国である。戦後におきましても、アメリカの特色にニューヨーク市場のサブシステムという機能を

○益田洋介君　今、局長のお話を伺いながら思っ

金融市場のルールづくりをしてきたような大先輩の国である。戦後におきましても、アメリカの特色にニューヨーク市場のサブシステムという機能を

○益田洋介君　今、局長のお話を伺いながら思っ

金融市場のルールづくりをしてきたような大先輩の国である。戦後におきましても、アメリカの特色にニューヨーク市場のサブシステムという機能を

○益田洋介君　今、局長のお話を伺いながら思っ

金融市場のルールづくりをしてきたような大先輩の国である。戦後におきましても、アメリカの特色にニューヨーク市場のサブシステムという機能を

見方をする方が多いわけでござい。したがって、イギリスのビッグバンというのは、かみ砕いて言ってみるならば旧ギルド的な既得権が国内資本市場で温存されていただけであることから、これを世界に向けて広げた、そういった自然な成り行きであったのではないかと。一方では、我が国では、国際市場としての生き残りかけたといいますが、もうこれ以上何もしなかったら取り残されてしまうんだ、こういう危機感から大リストラを国として行うわけでござい。文字どおり日本の方がこれはビッグバンに値するんじゃないかという気もしているわけ。しかし、その反面、競争原理が当然のことながら導入されて、経営効率の悪い、またリスク管理にたけていないような金融機関というのはどうしても自然に破綻処理の対象とならざるを得ない部分も出てくるんじゃないか、いたし方ないことなではないかという気がいたしますが、大蔵省としては、この上位の体力のある邦銀だけが残ればそれで日本の国内市場はいいんだ、日本の銀行というのはそれでいいんだというふうにお考えでしようか。

○政府委員(山口公生君)　今般の金融システム改革におきまして、市場原理が働く自由な市場が生まれていきまると、各金融機関がみずからの創意工夫を生かして利用者のニーズに合致した多様な金融サービスを提供していくことが可能となるわけでござい。こうした改革が進められれば、こうしたニーズに合致したサービスを提供できる金融機関が競争力を持つというのとは自然な流れでござい。したがって、各金融機関においてはいろいろなビジネスチャンスがふえるという面もあるわけでござい。逆にその一方で、競争が激しくなるということも御指摘のとおりでござい。ただ、大きいだけが強いのかというところでもないと思うんですね。やっぱりそこでは創意工夫の能力があるのか、金融技術を習得する能力があ

のか、あるいは経営の方針としての確に方針が出せるのか。例えば、地方で活躍している銀行あるいはその地域で活躍している銀行は、それはビッグバンのもとでも地域のお客様、地方のお客様のニーズをもとに十分に把握するか、つまり顧客のネットワークというものをきちんと情報の面からつかんでおけば、そこはそれなりの対応を十分にやっているとことだと思ふわけでございます。

したがって、ビッグバンの結果、大手だけというようなことには恐らくならない。それぞれが創意工夫を凝らし、いかに生き残りを図るか、それに成功するところがますます活躍していくというようになっているのではないかとこのように思っております。

○益田洋介君 いずれにしても、旧態依然とした護送船団方式をきっぱりここで見切りをつけて、そして創意工夫という言葉は今局長が使っていました、まさにそのとおりであろう。自分で工夫をして悩んで、そして自由競争の中で生き残っていくのが銀行の姿だ、そのように思います。

最後に、大蔵大臣に今の件について御所見をお願いして、私の質問を終えます。

○國務大臣(三塚博君) もともと自由主義経済は市場原理に基づき、自己責任において創意工夫をし、ニュービジネスをつくり、また従前の企業も生まれ変わりのためにリストラを断行する中で新経営方針を出すということもあると思います。それは、世界の潮流の中で生き残るためには必要で、動向を分析しながらニーズにこたえて対応する、あるいはニーズをつくり出して、それに向かってチャレンジをしていく、多様な戦略論がそこに生まれてくると思います。手とり足とりで行く時代が過ぎたことは御指摘のとおりであります。バブル崩壊の深刻な場面を迎えて、政府とすれば法令の中で許される最大の努力をする。その原動力は企業の再生への努力であります。並の努力は努力と言われないわけであります。そういうこと

の中でやり抜く者については最大限のサポートをしていく、こういうことは大きな転換期において我が国企業を生まれ変わらせるといふ意味では正しいことであらう。

しかし、それをいつまでも続けるなどということであってはなりませんから、二〇〇一年を完成の年として自後はひとり立ちで行け、しかしフロントランナーと言われる外為がスタートを切る来年の四月一日以降、監督庁もそうでありまして、日銀もその前に新体制の中で施行日が決まるのだと思うのであります。そういうことを考えますと、まさに金融界、資本主義時代の神髄に徹した自由主義経済で勝負をかけていかなければなりませんし、官のなし得る範囲はこの世界においては限られてくるだろう、このように思います。

ただ、民間の中で中小企業という、伝統産業といひますか地域に密着したものがあられるわけでございますから、本件については研修、さらに他の省庁の役目であろうとは思いますが、金融を担当する、企画立案を担当する大蔵省としても、その分野についての生き延びるための研修というものは精力的に進めていくことが必要であらうと思ひます。それに対応するたがいま諸制度が幾つかございいますが、機能しないものはだめでありますけれども、機能するものについてはやはりそれはそれとして取り進めていかなければならない。

時代に即応したフロンティアを持つ者のみが生き残っていくし、また生き残れるようにサポートをしていく、こういうことではないでしょうか。

○益田洋介君 終わります。

○鈴木和義君 私は、今回主に外為法改正に伴う課税漏れについての対応について伺っていきたくと思ひます。

す。

そのために、秋には税務資料情報法案、仮称でございますが、これを提出する予定と聞いておりますが、間違ひございせんか。そして、その内容はどのようなものになるのでしょうか、お伺ひいたします。

○政府委員(薄井信明君) 現在、外為法の御審議がなされておまして、これが固まってくる過程で政省令等も確定していくと承知しております。

外為法が動き出すときにどういう民間の経済取引になるのか、あるいは今鈴木委員が御指摘のように、海外に普通の経済活動として発展するケースと、それからこれを奇貨として脱税をしようというような人が出てくるのかどうか、両方の意味で私も税法を担当している者は関心を持っております。

この三月でしたか、御審議でも申し上げたんですが、昨年の秋以降、これが本格的な問題として組上にながってまいりましたので、私どもは、与党との関係も含めまして、去年の十二月、方針としては資料情報制度を固めるということを決めさせていただきました。

ただ、その具体的内容につきましては、最初に申し上げましたように、外為法の姿がはっきりしてくるに、また企業がどう対応していくかというところを見きわめながら対応していくかと思っております。また、国税庁とも十分こは打ち合わせを進めております。したがって、まだ決まったわけではございせんが、私も考えている粗い構想といひますのはこれから申し上げるような内容になろうかと思ひます。

銀行等の金融機関から、これには郵便局も含めたいと思っておりますが、税務署に對しまして、一定金額以上の海外送金あるいは海外送金の受け取り、入金につきましては、送金人または受取人の住所、氏名、名称等、それから相手先の所在地、所在国、氏名、名称等、それから送金額、日付、送金の原因といったようなことを報告してもらいたいと思っております。

その場合、送金依頼者は、これらの事項を銀行等に書面で告知するというにさせていたいただいで、銀行等は告知した人について、例えば保険証などによりまして、公的書類といひますか、こういうもので本人であるかどうかを確かめてもらうことにしたいと思っております。かつ、その銀行等の報告義務に違反した場合、それから本人が告知義務違反をして虚偽の告知をしていたというときには罰則も必要かと思っております。

こういった制度にしたいと思っておりますが、先ほどの御質問にもありましたが、これをすべての送金、入金について行うということは、せっかくの為替の自由化を動かなくしてしまう可能性もありますので、自由化されている先進国であるアメリカの例をとりますと、一万ドル以上のものについて同様のことをやっておりますから、日本においては例えば百万円以上のものについてそういう制度に乗せていくということが必要かなと思っております。

なお、この問題と、もう一つ先に外為法の問題が出る前に、実は民間外債につきまして非課税制度がございします。これの遡及制限というものが規制の緩和によってどんどん短くなつてきて、来年の四月からは遡及制限なしということが既に去年、おとしから動いておりますので、そのことについても関心を持っておりまして、今度の外為法の改正によってなおさらこれによるまた脱税のようなものが出てくる可能性も考えられますので、この点につきましても対応策を考えていきたい。

具体的には、国内の発行体が海外で民間債を出す際に、その出し方にもよりましますけれども、本人確認をして非居住者であるかどうかを確認させていただくというシステムもあわせて考えていきたいと思っております。その時期につきましても、これから政府内部あるいは与党内で議論しなければなりませんので確たることは申し上げられませんが、来年四月から自由化しますので、でき

れば秋に法制化ができればいいと思つてゐる次第でございます。

○鈴木和美君 お話の中に、どの範囲を対象とするかというお答えがないんですけれども、証券会社とかクレジット会社まで対象にするという考え方はですか。

○政府委員(薄井信明君) 今、原則的に考えておりますのはいわゆる金融機関でございます。また送金業務といふのは金融機関に限定されておりますので、それで足りるのではないかとと思つております。

ただ、委員御指摘のように、いろんな形態ですり抜けていくということが観念的には考えられます。それはおいおいといふことか、今後の実情を見て補充していくということかと思つております。

○鈴木和美君 大変原則的なことをお尋ねしますが、何で百万円なんですか。先ほども益田先生から御指摘がありましたけれども、何か物まねみたいな、アメリカが一千万円だからこっちも百万円だろうというふうな全く人まねみたいな何の根拠もないみたいなお話なんです。

それから、薄井局長は、百万円ということは今大体一万ドルだから百万円にしたと。九十九万円のうもののが続くのであればこれは見直さなきゃならぬ、今始めたばかりだから余りきつくやらぬ方がいんじゃないかというお答えです。けれども、犯罪というのは、完全にシステムがそろわないときと、その後そろつた中で巧妙にやるという二つのものが出てくるんです。だから私は、百万円というこの金額の算定根拠といふのははっきりしておかないと、後からまた問題になることだと思ひます。

それから、特に今回の外為法は抜本改正、抜本改正という言葉を使われるんですが、この抜本改正といふことは、確かに自由化したという意味においては抜本改正なんです。しかし、この前も抜本改正と言つてゐるんですよ。やるたびに抜本改正、抜本改正と言つてゐる。だから余り抜本改正

と言わない方がいいですよ、それは。この百万円だって、今度は九十九万に直さなければならぬといふときはまた抜本改正と言ふんです。だから、百万円の根拠といふものはもう少し私ははっきりしておいた方がいいと思ひます。

○政府委員(薄井信明君) 確かに、考え方としては、どんな送金についても報告させるという考え方もあるかと思ひますが、これが金融機関に与える事務的な煩わしき、これは業務に支障を来してしまふこともあり得ると私も思つております。

そういう意味で、先輩国であるアメリカにおいて、アメリカはその面では一番厳しい国です。その国でも一万ドルという線を引いておるというところは、私もどこからすれば、そこまでやつておけばその問題はないということをやつてゐるんだらうというところでそれなりに理屈はあると思つております。むしろ、金融機関の方はもっと上に上げてくれといふことを言つてきておりますけれども、私もそれは百万円がいいんではないかという主張を今している次第でございます。

○鈴木和美君 それからもう一つの認識ですけれども、金局局長は、そんなに外に出ませんよと、為替のリスクもあるんだからそんなに外には出ないと思ひますよと、そういう認識を語られたわけなんです。

私は、それと反対なんです。こういう日本の金利状態の中から見ると、どうやって自分の資産をふやすかといふことはだれでも考えると思ふんです。だから、私は情勢の見方についてちよつと甘んじやないのかなというふうな気がするんです。お答えは要りません。

そこで、この課税漏れという問題に対して、主税局は主税局なりに、私は相当分析、勉強はしてゐると思ふんですが、先般、産業構造審議会の産業金融小委員会に提出されました七つの問題点といふのがあります。これは、課税漏れとは言つていないんだけれども、課税上だったですか、七つの問題点といふのが出てゐるんです。この資

料はどこから出した資料なんですか。

○政府委員(薄井信明君) 大変お恥かしい話ですけれども、私は、きのう御質問をいただいたてこいう資料があることを知つた次第でございます。て、産税審の所管をしております通産省に尋ねましたところ、産税審の小委員会、産業金融小委員会において、委員から審議の参考材料とするためにまとめてほしいと言われて、通産省の事務当局がまとめて出したという資料ださうでございます。

○鈴木和美君 これについて、大蔵省そのものはどういふ認識を持つてゐるのかわかりませんけれども、ちよつと皮肉つた言い方をしますと、主税局は何もまとめないで、よそから言われてびつくりしたといふことですか。

○政府委員(薄井信明君) そういう意味ではございません。通産省が産税審の委員会にこういう資料を出しているといふことを知らなかったといふことでございまして、委員からの御指摘もあり、これをきのうのうただいで読んでみますと、それ以前に、まさに去年の秋以降、国税庁と主税局が議論してゐたうな話がほとんどオーバーラップしてゐるという認識で読ませていただきました。

○鈴木和美君 後から一つ一つ時間のある限り質問しますが、この七つの問題点といふのは、ちよつと読ませていただきましたが、「外為法改正後に発生しうる課税上の問題点」といふことで七つにまとめてゐます。

一つは「外国銀行への預金から得られる利子に対する課税漏れが生じる可能性がある。」二つ目には「外国証券会社を通じて証券投資から得られる収益(配当金、利子、キャピタル・ゲイン等)に対する課税漏れが生じる可能性がある。」こと、三つ目が「不動産などその他海外資産から得られる収益に対する課税漏れが生じる可能性がある。」こと、四つ目には「不正な所得など課税前の所得が海外へ流出することにより、課税を免れることが出来る可能性がある。」こと、五つ目に「オフ

ショア銀行等を決済口座とするクレジット・カードや手形の利用により、①④等の所得を消費段階で把握することも困難となる可能性がある。」こと、六つ目に「国内企業等が海外で資金調達を行い、これに国内投資家が海外で応じることににより、国内投資家が課税を免れようとする動きが活発化する可能性がある。」こと、七つ目に「高額の資金移動の自由化により、我が国よりも税率が低い国を利用して相続、贈与を国外で行う動きが、さらに活発化する可能性がある。」こと、こ

ういうふうな指摘しております。

それで、今主税局長から、これから提出するであろう税務資料情報法案なるものの輪郭をお伺いしましたが、今外為法で皆さん答弁なさつてゐることは、本人の確認という制度と、それから金融機関に申告を義務づけるということだけがはつきりしてゐるのであつて、あとはさっぱりはつきりしてゐないわけです。

したがつて、お尋ねしたいことは、今申し述べました一番と二番と三番、つまり「外国銀行への預金から得られる利子に対する課税漏れが生じる可能性がある。」こと、それから「外国証券会社を通じて証券投資から得られる収益に対する課税漏れが生じる可能性がある。」こと、「不動産などその他海外資産から得られる収益に対する課税漏れが生じる可能性がある。」こと、この三つの問題に対して、諸外国では、これをどういふふうにしてチェックしながら点検といふか、そういうものをやつてゐるのか、もしおわかりであれば諸外国の例をちよつと聞かせてください。

○政府委員(薄井信明君) 諸外国につきましても、それは詳しく承知してゐるわけではございませんが、一番この面に進んでゐるのがやはりアメリカでありヨーロッパではフランス、それからアメリカの隣の国のカナダにおいても進んでゐるよう

に思ひます。

その基本は、先ほど来私も申し上げております報告制度がしっかりしてゐる、それからマネーロンダリング、これも、課税だけではなくてもう

ちよつと犯罪の面も含めたこの点について非常にセンシティブに対応しているというふうなことで対応しているように受けとめております。

アメリカにおきましては、納税者番号があるということが非常に有力な支えになっているかと思ひますが、一方のヨーロッパでは、フランス、納番はありせんけれども、それなりに源徴制度のもとにおいて、違法で抜けていくものをとらえる仕組みをつくっているように承知しております。

○鈴木和美君 今、二つのお答えをいただいたんですが、つまり、報告を義務づけるというのは税務署にでしうね。だとすると、アメリカ型は納番制があるけれども、片方はない。それでも税務署当局の中にはそういう報告、申告が行われているわけですね。どちらをおとりにいたしますか。

○政府委員(薄井信明君) 我が国においても、納税者番号の必要性、論議は長く行われております。

私も税務関係者として、これだけ機械化が進んでいく中で、納税者番号があれば望ましいという意識を持っておりますが、一方で、納番制度についての、これは長い話はしませんが、種々の国民の理解を得るための段階がまだ要するという判断もありまして、現状では納番を直ちに使える状況にありません。そうなりますと、フランス方式といいますか、納番なしで課税の適正化をやっていくという手法、源泉徴収等を踏まえてやっていくという手法が中心になっていくのかと思ひます。

○鈴木和美君 そうしますと、納番制の問題というのはいずれ別な課題として取り扱うことになりましようね。

仮に、フランス型になりますというのであれば、そこでも問題になってくるのは、今度は税の制度の問題がもう一つあるわけでしょう。総合課税にするのか、分離課税制度でいいのかという問題が根本的な問題として私は内包していると思う

んです。それはいずれ議論の対象に、どんなところでなることになりましようか。

○政府委員(薄井信明君) かつて納番制が議論されたときは、そのスタートにおきましては、利子とか配当等の、キャピタルゲインも含めてですけども、所得課税における総合課税、このために納税者番号がないと名寄せができないということからスタートした面があることは否めないと思ひます。

その後の長い議論の中で、それが消えているわけではありませんが、それと並列して、これだけコンピュータが発達し機械化が進んでいく中で、税務執行、適正な課税の実現を図るというためには、税務職員の数がそれほどふやせない中において機械に頼つていかなきゃならない。それから、民間の産業はほとんど機械化をしていストラをしていくわけですね。そういう中で、機械を使って税務行政をしていく、効率的にやっていく、適正な課税をしていくためには番号が必要ではないかという二つの柱のところで納番制度が議論されているように思ひます。

ちよつと長い話をお許しただければ、総合課税の方につきましては、どちらかというと累進税率あるいは累進構造についての考え方が国民的に変わってきているように思ひます。

かつては、アメリカもイギリスも九〇％ぐらいの高い税率をやっておりましたけれども、今や相当低くなつておりますし、日本が最高税率一番高いくらいになってきております。その日本も、ちよつと前までは国、地方合せて九三％でしたか、一八％と七五％。国と地方を合せて九三％という最高税率を持っていた国が、今や両方足して六五％になっております。それでも高いというのが通説といえは通説です。そのように累進構造がだんだんフラット化していく中で、総合課税の意味づけは変わってくる。それから、評価は分かれるかと思ひますけれども、税体系の中で消費に對して比例的な負担を求める消費税というものが税率の一定割合を占めるようになってきています。

と……

○鈴木和美君 今そのことを聞いているわけじゃないんです。

○政府委員(薄井信明君) はい。そういった中で、総合課税というものの位置づけがやや変わってきているというふうに思つております。

○鈴木和美君 とにかく、捕捉が完全でない状態のときにどうするかという問題と、捕捉が十分であるというときにどうするかという議論だと思ひます。だからこれはこれでまたいすれやりたいと思ひます。

大臣に申し上げたいんですが、今言つたように捕捉が十分でない状態の税制はどうあるべきかというところ、捕捉は完全にやらなきゃならぬという立場で物を考える、これ二つあるわけなんです。午前中、荒木先生からもお話しただいているんですけども、国税庁だつてさっきの答弁はちよつと私わかんないですよ。一生懸命やっていますよ。専門官をつくりなさい、調査官をつくりなさいと我々今言っているわけですよ。あなたの方はそのことは一生懸命養成中でございまして、こう言っている。

この前、薄井局長が私に答弁したときには、海外にまで行つて調査をするということとは現行はできないと言つていらるんですよ。日本人が出かけていって向こうを調査する、それがどうもできるみたいな話を国税庁はするわけだよね。それちよつと違うんであつて、だからこういう専門官を、複維多岐にわたるようなことになるんだからもう少し人の問題を十分考えてくださいよということと言いたかつた、分離課税の話じゃないんですよ、今それは。ぜひ大臣にはそこところ、後で結構ですから答弁をお願いしたいと思ひます。

それから、次に移らせていただきますが、四つ目の問題で上がつております「不正な所得など課税前の所得が海外へ流出することにより、課税を免れることが出来る可能性がある」ということです。これは、今薄井局長じゃないですけども、海外送金について申告義務を課するから大丈夫だということを言っているわけですよ。本当に大丈夫ですか、これだけで。新しい提案とか、何かというのはないんですか。申告義務だけで本當にいいんですか。そのところを聞かせてください。

○政府委員(薄井信明君) 申告義務といひますが、もし送金、つまり海外に資産を持つたり海外で投資をしう場合には、国内から資金を移さないといけません。移すについては、今送金業務というのは金融機関を通じてのことになっておりますので、申告しようがしまいが、そこでだれが幾らだれに對してどういう目的で送金したかがわかるようになる。それから、利益が上がつてそれを国内に返そうとすれば逆の送金ということになります。それから、入金するわけですから、これも申告なしに金融機関から税務署に對して通知が来るということでチェックができるという意味でございまして。

○鈴木和美君 今度は五番目の問題ですが、「オフショア銀行等を決済口座とするクレジット・カードや手形の利用により、①④等の所得を消費段階で把握することも困難となる可能性がある」と言っているんですよ。つまり、消費段階ということだとすれば、外国におつてそこでためておきますな、その捕捉ができないから、完全に捕捉ができないからそれを今度は消費段階で税を取ろうじゃないかという問題だと思ひますね。これは、ところが、それも困難になる、困難になる可能性があるという指摘しているわけですね。薄井学者、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。

○政府委員(薄井信明君) 鈴木委員が御指摘のうちに、一つ一つがどういう意味でこの⑤が書かれているのか、私も素直に頭に入らなかつたものですから、これを書いたといわれるところに聞いてみました。

このオフショア銀行というのは、いわゆる日本の外為法上のオフショア銀行ではなくて、いわゆる

る外国にある銀行という意味のようでございますし、それから消費段階で云々というのは、決済が外国で行われる、国外で行われるという程度の意味だというふうには私は読んだわけです。聞いた上でそう読んだわけです。そうなりますと、この①で書いてある外国銀行への預金から得られる利子に対する課税漏れの話と本質は同じではないかなと理解しているわけでございます。

○鈴木和美君　つまり、こつちの、日本の国の方には関係のない、向こうで資産をためたものの使用の問題だというように理解していいんですか、これは。

○政府委員(薄井信明君)　そうだと思います。

その場合に、国外から資産を移せば、さつき申し上げたようにチェックできますし、向こうからこちらに送金すればチェックできるわけです。ところが、向こうでなぜか発生しちやつてそのまま置いてあるとどうにもならない、それは今でも同じ問題があるということなんです。

○鈴木和美君　その点はわかりました。

それから、一つ気になることは、私から言われて知ったというのはおかしいんです、こういうことをやっていけるのを大蔵省が知らなかったということ。まあ、いいですよ、それは。

それから六番目です。「国内企業等が海外で資金調達を行い、これに国内投資家が海外で応じる動きが活発化する可能性がある。」と指摘しているわけですね。

こうした問題への対応策として、ユーロ円債の利子課税免除には本人確認という制度が、この前、租税特別措置法のときに決められたわけですね。そうすると、本人確認ということについて、これはやっぱり問題があるように思う。問題があるということは、本人確認をするときに、つまり発行時に一度確認すればいいのか、あるいは利払いのたびに本人確認をその都度するんですか。これは、どういふように理解すればいいですか。

○政府委員(薄井信明君)　今、御質問いただいた

部分はこれまで国会での論議ではほとんどなかった分野でございまして、いわゆる民間国外債、日本の国内企業、内国法人が資金を外国で調達したというときに、国外で債券を発行したという。そのときに外国、つまり非居住者がこれを買って利子を得るときには非課税にしますという制度が租税特別措置法で設けられております。民間国外債の利子の非課税制度というものがあつた。

この制度につきましては、外国の方が購入するから、それから日本に資金が入るからということとで租税で非課税になつてゐるわけです。これは国際的にもこの国でもこれに似たことをやつてゐる。しかし、その国外債が、日本人が買って非課税になつてゐたらおかしいじゃないかということとで水際徴収、もう細かいことは言いませんけれども、源徴という制度で戻つてくるときに課税するようになつておるんですが、今度為替が自由化になりますと、国外に口座を持って、そこに置きつ放しにしておいて、日本人がそれを非課税で利用してしまふのではないかと問題が生じるのではないかと私も思つております。

そこで、国内の内国法人が国外で発行しようとするときに、これ一定の条件があるんですけれども、その際に本人確認制度を設けようかと、今それを考えております。本人確認制度を設ける際に、委員が御指摘のように、いろんなスタイルがあると思ひます。明らかに外国人しか買わないものとして目論見書ができてゐるならば、それはそれでむしろそういう手数をかけなくてもいいかもしれません。しかし、一番きつちとしなければならぬケースは折々に本人確認を要するかもしれない。その辺について今検討させていただいておりまして、これもお許しを得られるならば、秋の国会があるならば、そこに出させていただく部分ではないかと思つております。

○鈴木和美君　私は、これは大変大きな問題だと思つてゐる。なぜ大いにかといふと、本人確認がヨーロッパあたりでは大体一度で済んでゐるんですよ。けれども、それだけでいいかといふと、

利払いの、もうとうきの本人確認というのはその都度やつた方がいんじゃないかといふのもあるんですよ。けれども、それをやると今度は事務負担の方が多くなつちやつて、これじゃたまたまぬというやうな問題も出てくる可能性があるんですよ。したがつて、この辺はまだ時間もあるようですから、どうぞその点は非常に私は大きな問題だと認識してゐますので、御検討をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次は、七番目の「高額の資金移動の自由化により、我が国よりも税率が低い国を利用して相続、贈与を国外で行う動きが、さらに活発化する可能性がある。」という指摘があるんですよ。本当かなといふことを疑問に思ひながら、こういうケースがあるとするれば、これに對しての対応策というのはどういふふうに考えればいいのかといふ、予見で結構ですから、もしありましたらお聞かせください。

○政府委員(薄井信明君)　相続税あるいは贈与税の世界でございましてけれども、国によつて、亡くなった方あるいは亡くなった方の遺産そのものに税金をかける国と、それから相続を受けた人にかける国、贈与を受けた人にかける国、贈与した人にかける国と、いろいろあるものですから、国際間の相続税とか贈与税というのは非常に難しいところがあるんですよ。

そこで、この通産省のペーパーは誤解したんだと思ひますが、日本の場合、無制限納税義務者といふのは、日本の国民であれば、海外に資産を持つていても、それも含めて相続税がかかります。相続を受けた人は、したがつて、外国の税率が低いからといって外国に資産を移しちゃつたと、お父さんが、その相続を子供がすると、そのときにその子供が日本に在る限り、外国の資産も足した上で日本の税率がかかりますので、こういうことにはならない。

ただ、いろんなケースがまた部分的には考えられます。その際には、今度は二国間で外国税額控除といふことで調整していきますので、ほとんど

の場合、この七といふことが、税率が云々で起きるといふことはあり得ないと思ひます。ただし、国外に資産を移すであらうといふことは逆に、資産を移すといふ際にどういふ形で移すかによりましてチェックをしておくことによって、これは把握できると思つております。

○鈴木和美君　もう一つ、大変恐縮なんですけれども、私勉強不足でわからない点がありますから、簡単にお答えいただいて結構だと思ひますが、よく局長から租税条約という言葉が出てきますよね。今私が述べたやうな、海外でどういふ問題が起きるといふときには、租税条約に基づいて情報交換をするから大丈夫だといふお話がよくあるんですよ。けれども、この租税条約といふのは、簡単に言つてどういふものであつて、本当にその情報交換だけで完全にこのいふものの捕捉とか監視とか、それができるのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君)　我が国が締結しております租税条約、二国間でこれは結ぶものでございまして、税務当局間で協議しまして、脱税を防止して適正な課税を確保するといふ両国間の気持ちがあつた場合には、ほとんどがそうなんですけれども、利子・配当等の支払いの事実とか、取引の有無等の情報を税務当局間で交換する、これを情報交換と言つておりますけれども、こういうことが条約上定められております。

それから、租税条約に規定された軽減税率等の優遇を不当に適用してゐる納税者がいる場合には、両国間で協力して適正課税で徴収すると、徴収共助といふ条項と、この二つが定められておるわけでございます。

この情報交換についての今御指摘でございまして、相手国からの個別の要請に基づきまして、我が国で入手可能な資料情報を調査、収集しまして送付するといふことは十分あるわけでございます。この人はどうもおかしいので調べてほしいと

言われれば、相続税の場合であればそれを調査するということはあり得るということでございます。その実効性その他については国税庁の方が詳しいかと思ひます。

○鈴木和美君 この前、局長は、衆議院の大蔵委員会でごん答弁をなさっていますね。

例えば、海外の預金口座を利用した脱税等を防止するには、大蔵省の考えているような国内金融機関から報告を求めるといふ方法のほかに、各国の税務当局間で協定を結ぶなどして海外の金融機関等からも報告を求めるとしたらどうかという質問に対して、租税条約によつて情報交換が可能だから大丈夫だとお答えになつていらっしゃいます。私は、これではちよつと言葉が足らないんじゃないのかと思つておつたんですよ。だから、こういう自由化になつてくると、二国間ということをもつと広げるといふのか、日本とどことどこ、日本とどことどこというふうにするのか、そういう結び方というのはあるんじゃないかと思ふんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員 薄井信明君 法令なり条約のもとでは、私も主税局が担当しておりますが、多国間でそれを結ぶというのは今のところございませんで、OECDの租税委員会等でモデル条約をつくつて、OECDのモデル条約で今御指摘のようになことを固めていくことによつて、それをもとに相手国と交渉して、これは入れておきましようというところで今までやってきております。したがつて、ほとんどの国との租税条約ではこの情報交換の規定が入つております。したがつて、大丈夫であらうと申し上げている次第でございます。

ただ、いわゆるタックスヘイブン国と言われているような国は、そもそもそういうことで成り立っている国ですから、そういう情報交換規定は入れたくないと言つてしやうし、そういう意味ではどこかで抜けてしまつたところがあるんじゃないかというのには委員の御指摘のとおりでございます。

なお、これは私、詳しく知りませんが、国税庁

は国税庁として、各国のIRSとの間で議論をしているのではないかと思つております。

○鈴木和美君 最後の質問ですが、大臣に今の議論を聞いていただいております。これから秋の臨時国会に向けていろいろ検討されるんだと思ひますが、私はさつきも申し上げましたように、システムが新しくなるというときにえてして犯罪というのが起きる可能性があるから、これによつて税金の時間がございませぬから、これによつて税金がどういふことになるのかというふうなこともいづれまた議論をしたいと思ひますが、そういうことの関係から見ると、どうぞ省全体として万端漏れないようにひとつ御指導をいただきたいと思ふんです。

それから一番最後ですが、荒木先生もおつしやつたように、これはこれで制度面のことですから結構なんです。先ほど申し上げましたように、捕提が十分でないような状態の中で、何を議論しても本当は意味ないんですよ。これは捕提が十分でないというところは、それは架空のことであつて想像して言つていただけなんだから。そういう意味では、捕提体制というものは十分しておかなくやならぬし、同時に非常にこれは専門的になつてくるわけですね。

そういう意味からすると、国税職員の問題についてもぜひ温かい御指導をいただきたいと思ひます。そしてなおかつ、調査官とか専門官とかそういうものを、たくさんというわけにもいかぬでしやうけれども、専門的に置いて、万全な体制で機能が充実するように御努力をいただきたいことを申し上げ、答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(三塚博君) 大変基本論に立ち入つた、ただいまの質疑応答でございました。捕提が十分でないければ、公正、公平という税の基本原理から外れることになりまふ。仮に、捕提が十分な体制ということになりまふと、ただいまの税務職員にプラスとれくらゐを追加するのでしょうか。行革の世の中ですから、倍にするわけ

にいかない、五〇%伸ばすわけにはいかない、増員するにしましても、限られたぎりぎりのところで補てんをし、電算化、その他情報機械化を進めながら対応するということになりまふ。

そこで、御指摘のように、新制度の中でどうするかということになりまふと、ただいまの租税条約等によつて、脱税した者については居住国においてきちつと厳罰に処するということもあるんだと思つておりますが、しかしながら、やはり意図してやる者についてはどうしようもないんですよ。浜のいさごはとよく言ひますが、これは泥棒に入る話でございませぬから。こちらは金持ちが意図してこれを構築するといふところに頭と頭の競争、機械の先端技術で勝負したいなことに、SFの世界じゃございませぬが、なるのかなと、ただいまの質疑を聞いておりました。

一つの道は、法務省なかなかうんと言わぬのでありまふが、納税の義務を犯す者については厳罰をもつて臨むといふのがあるんですね。しかし、厳罰をもつてやつても凶悪犯罪は消えないのと同じように、これは人間性の問題に戻つてくる、倫理の問題に戻つてくるということになりまふ。

そういったしますと、納番どうだねと、こういうことになるわけですが、プライバシーの問題が絶えて久しく言われ続けてまいりました。それから、本件は資金シフトの問題というのもございます。官民のコストの問題というのもあると思ひます。国の名前は言ひませんが、納番制度をやりましたら銀行に金を預ける人が少なくなりまふ。それで、産業の資金調達に大変苦勞することになりまふ。ですから、何とかこの納番は形を変えたものにやろうということにしております。

と。国が疲弊していくことは大変残念でありますからと、たンス預金がふえるんですよと、一言そう言つておりました。しかしこれらの問題はクリアすることができるとかと思ふんです。証券上のいろいろな利子配当金等々の利益金を捕提するといふのもひとつあるんだらうと思ふの

であります。やはりそのことから、これから金融システム大改革の中でグローバルな中で、利益あるところには、所得あるところには課税があることはこれ大原則であります。外国でやろうと日本人がやることについては、ただいまの相続税と同じように納税の義務があるわけではございませんから、これを勧弁するわけにはいかないといふのは当たり前でございます。

そういう点をいたすといふことになりまふと、納税の義務といふこのことを基本に据えながら、近代技術の中でどうこれに取り組むことができるんではないかと。そのとき一網打尽という形をとるんではないかと。公正、徹底という意味で、誤解を恐れず、極めて権威のある参議院大蔵委員会の専門的な議論の中でありますから申し上げさせていただくといひます。その辺のところをひつとあります。そういうことであります。

既に、住民台帳を地方自治体において整備されておりますことは御承知のとおりでございます。それと、さらに社会保険庁は基礎年金番号が本年一月から実施をされておる。そして納番研究中でございまして、この三者をにらみながら公正、公平を期していくと、こういうことがひとつあるのかなと思つておるところで、政府税制調査会でさらなる努力、御検討をいただくと。

同時に、院の大蔵委員会、税のあり方、公正、公平の追求の中で、私は一義的には国民代表のお集まりの国会の議論で行われるということが極めて重要なことだといふふうに思つております。そういう点で、資料を集めろという御命令があれば何でもやらせていただきたいと思いますし、私も国税庁そして主税局両方相ましまして、税のあり方、徴収の納付のあり方、こういうことについてあらゆる選択肢を考えながらつくり上げていくことが本日の議論を踏まえた結論として痛感をいたしました。

二〇〇一年に向けて完璧なものをつくりたいと、こう言つて以上、これと歩調を合わせることとはやはり政治、行政に課せられた大変大事な

ポイントであるなと思います。それまでの間、時間がかかるわけですが、先般の委員会におきましても御指摘をいただきましたが、税務職員、今後の体制のあり方等々につきましても、現行制度の中で許されるぎりぎりのところで対応しているかなければならないことだと思っております。今後とも御鞭撻と御指導をお願い申し上げます。

○竹村泰子君 朝からたくさん問題が審議されておりますが、今回、この有価証券取引税の撤廃、そしてジャパン・マネーの流出問題というところで初めて聞かせていただきます。

この外為法の改正によりまして、我が国の資金の海外流出が大いに懸念されているわけでありまして、千二百兆円という個人の金融資産が海外へ流出することになれば我が国の経済に非常に大きな影響を与えるわけでありまして、これを防ぐには証券税制の見直しや株式の委託手数料の自由化など外為法の改正とセットで行わなければならないと思っておりますが、大臣に、この点に関する御所見を伺いたいと思っております。

○國務大臣(三塚博君) 先ほど来、各委員と政府委員との間で論議が行われておったところでございまして、まさに御指摘のとおり、千二百兆円と言わないまでも、六百兆が海外に移転をしていくという事になりますと深刻な問題が起きるのであると思います。もちろん、その移転について利子配当その他が還元されることであるでしょうし、それは移転しただけのことであるとして税金はちやうだいをいたしますよという理屈はあるにしましても、絶対量がそちらへ移転していくということになりますと、大変な事態になることは間違いないと思っております。

そういう点で、金融システム改革の中で、金融市場で発行をする商品、これは魅力のあるもの、預託者にとって投資者にとって喜んでそれに参加をするというものでなければなりませんし、ニューヨーク、ロンドンその他のマーケットに負けないものを、我が国の金融機関が預託者、預金

者のニーズにこたえるというものをつくり上げていかなければなりません。リスクの問題が常に伴うわけですが、この辺のところは今後の消費者教育という面でいようか、それと同時に基本的に自己責任であるわけでありまして、しかし、やはり市場に対する広報活動、これは大蔵政府ということで申し上げておるわけですが、変わりまして、こういうこととすというところで進んで行っていくと、このシステムが大変なシステムだと言われるようなことではならないのかなというふうには率直に思います。

魅力ある市場、利用しがいのある、またいい市場だと言われるようなことであれば、そこに資金がプールをされるということだけは間違いないし、同時に、外国の投資家も東京市場を目指して参加をしていくということも間違いがないだろうと思っております。

○竹村泰子君 先ほどから、秋の臨時国会があるならばそこに向けてというふうな御返答を幾つか聞いておりますので、今私がお聞きしましたのは、いろいろな税制の見直しや委託手数料の自由化などとセットで改正が行われなければならないんじゃないかというふうにお聞きしたんですが、いや、いいです。徐々に聞いてまいりますので。

それで、個人の金融資産が大体千二百兆円と言われているわけですが、念のために、預貯金の割合がどの程度あるのか、さらに預貯金の内訳が金融機関別にはどのようになっているのか、説明していただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 千二百兆円の内訳をまず御紹介したいと思うんですが、正確に言いますと千九百九十二兆、昨年の九月末でございまして、兆の単位で申し上げますと、現金通貨が三十三兆、要求払い預金が八十四兆、定期性預金が五百四十四兆、信託が七十七兆、保険が三百兆、有価証券が百五十一兆でございまして、このうち、いわゆる預貯金というものを、ちよっと時点がそれよりもっと新しく十二月末が

入っておりますのでそれで御紹介しますと、六百四十一兆でございまして、先ほどの定期性預金と信託を足していただくという感じになります。それでいわゆる銀行がそのうち二百五十二兆でございまして、信用金庫が七十二兆、信用組合が十七兆、農漁協が六十九兆、労働金庫が十兆、郵便局が二百二十二兆でございまして。

○竹村泰子君 ありがとうございます。個人の金融資産が約千二百兆円あり、このうち六百四十一兆ですか、が預貯金で占められているわけですね。これらの預貯金は史上空前の低金利・五%ですか、これを余儀なくされているわけですね。現在、百万円を一年間預けても利子所得は千円にも満たないという状況ですね。こうした国内の超低金利に嫌気を差した向きが高金利の外債に向かつている最近の傾向はもう当然のことだと思えます。私は余り縁がないんですけども、もしもお金をたくさん持つていられたいとすれば、当然のことかも知れない。これが外為法の改正によって海外に自由に預金口座が開設されれば、高金利を求めて相当規模の預貯金が海外に流出するのではないかとこのように言われております。

榊原局長は、先日、我が党の田中甲衆議院議員の質問に答えて、一貫してそうではないと否定しておられまして、いわゆる為替リスクというものを考えた利回りを考えると利回りは〇・五%以下になると試算している、この結果に自信を持っていてというふうにお答えになっているんですけども、これはどういう根拠なんですか、どのような根拠に基づいて数字をはじかれたのか教えていただきたいと思います。

○政府委員(榊原英資君) 海外でドルの資産を持つ場合に、これは、為替リスクをヘッジするといふちよっと専門的な話になって申しわけございませぬけれども、為替リスクを完全にヘッジするといふことが技術的にできるわけではございません。ヘッジするためには、例えば一年物の定期預金でございまして、一年先にドルが戻ってくるわけでは

すから、一年先の先物のドルを売るといふ行為で円の受け取りを確定することができるとございします。ですから、現在、例えば外債を買えば、外債が満期になったときの先物のドルを売る、米ドルであれば先物の米ドルを売ると、こういうことができるわけではございません。

それで、計算した時点では、一年先の先物のドルが大体百九十四円ぐらいでございまして、ですから、当然のことながら、一年先の先物を買っておきますと相当の円高になるということとございまして、それを含めて考えますと、大体アメリカの国債を一年だけ保有したということと完全に為替リスクをヘッジした場合には、たしか〇・二%から〇・三%の金利になるということでございまして、もちろん全く何もヘッジしないという外債を買ったということではございまして、これは相当のリスクがございします。

過去十年間の為替レートの変動の平均をとりますと、一年間に大体二・三%変動しております。ですから、ことしの円の最安値が百二十七円五十銭ぐらいまで行っておりますから、二十三円ということでありまして、過去の例からいいますと、百三円までは円高になる可能性があるということとございします。これが、例えば百十五円になり百十円になれば、今投資された外債については元本割れ、むしろ金利はマイナスになるということがあられるわけではございしますから、私どもはむしろ、今個人が大量に外債を買っているというところに対して若干の懸念を持っております。買っておられる方がそういう為替リスクを御承知なのか、あるいは場合によっては、売っている証券会社がそういう為替リスクについて十分説明しているのかどうか。

これは、為替リスクというものは大変なリスクでございしますから、その点は、もちろんこれをかうのは個人の自由でございしますけれども、十分為替リスクを考慮した上で外債投資あるいはドル預金をしていただきたいと思います。こういうふうに思っております。○竹村泰子君 確かに、為替リスクの問題があり

ますから、すべての預貯金が海外に流出するとは考えられませんが、最近の個人レベルの外債投資の急増を見ますと、今局長はそういつたりスクをきちんとわかつて買っているんだらうかと御懸念がありました。今後一層そういう傾向が強まるのではないかとと思われるので、それに對してどういう手を打たれるのか、打たれないのかわかりませんが、さらに従来は円建ての資産保有しか念頭になかった人々が外貨建ての資産をそのまま外貨建てで海外に保有するという、きつきも出ておりましたけれども、そういう傾向が出てくるのでしょうか。

外貨でそのまま保有するという事になれば、為替リスクは関係なくなるわけですね。しかも、これからは国内でも例えばドルショップができてドルで買入物ができるようになりますと、我が国の個人でも外貨建て資産を保有する傾向が強まるのではないかと一ふうに思います。いかがでしょうか。

○政府委員(神原英資君) お答えいたします。

今回の外為法改正以前に、既に御承知のように、国内では外貨建て預金も自由になつております。それから、証券会社を通じて外債を買うという事、これは完全に自由でございます。さらに、ポートフォリオ投資用に海外に外貨建ての預金を持つことは二億円まで自由ということになつておりますので、外為法改正によって外貨建て資産の保有が一挙に自由になるということではございませんで、現在までにそこそこ自由化がされてきているということで、少なくとも日本の為銀あるいは日本の指定証券会社を通じて外貨建ての資産が持てるようになっておりますので、外為法改正によって一気にそういうものがふえるということとは私としては考えにくいのではないかと。確かに、御指摘のように、日本人も大変海外旅行などはたくさんするようになりまして、最終的にドルで使う。例えば、海外に預金口座を持って、それにクレジットカードをそこに発行してもらつて、そして海外に行くときにその外貨建

ての預金口座から引き落とすということであれば、おっしゃるようによ為替リスクはないわけですが、おっしゃるけれども、私どもはやはりまだ所得の九〇％以上は円で使つておるわけでございますから、少なくとも円で使うものについては為替リスクがあるということ、それから、先ほど申し上げましたように、既に相当自由化されているということで、外為法改正によって一挙に外貨建て資産がふえるというふうには私どもは考えておりません。

○竹村泰子君 有価証券取引税の問題ですが、先ほどから何回かやりとりがありましたけれども、とりわけ株式に係る有価証券取引税は現在どのようになつてゐるのか、御説明願いたいと思ひます。この種の税は欧米の主要先進国にはないといひますが、そのとおりでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) やや複雑ですので典型的なものを申し上げますと、いわゆる〇・二一という税率が株式の譲渡については日本においては有価証券取引税としてかつてあります。

海外、外国でどうなつてゐるかということですが、一番引き合いに出されるのはアメリカでして、アメリカにはこの種の税は今のところありません。ロンドンで印紙税というのがございますが、これが似た税金としてございますが、〇・五％の率でかつてあります。ただ、対象が必ずしも一致しておりませんので、日本と同じ税金があると言ひ切ることにはならないと思つております。

そのように、国によつていろいろな手法をとつております。もう一点つけ加へさせていただきますと、株式を売つたときの所得、キャピタルゲインに對してどういう課税をしているかということも一緒に私ども税関係者としては関心を持たざるを得ないわけであり、アメリカにおいてはいわゆる総合課税がされている、それに對して日本では、これは総合課税が先ほどの御議論でもありましたけれども、できませんので、現在源泉分離課税と申告分離課税の選択制度をとつてゐるというように、トータルで見なければありがた

いと思つております。

○竹村泰子君 有価証券取引税については貴重な教訓がございまして、それはスウェーデンの例であります。スウェーデンでは八四年に一〇％の有価証券取引税を導入した。八六年に税率を二％に引き上げた。そうしますと、スウェーデン株式の取引がロンドンのSEAQインターナショナルに流出をした。八九年にスウェーデンのオプション取引所、OMグループがOMLXをロンドンに設立した。こういう経過があつて、九一年十二月には有価証券取引税を廃止してあります。

スウェーデンにおいては、有価証券取引税の導入、税率の引き上げがロンドンへの取引の流出を招いてどんどん流れていったということで、撤廃した途端に流出の度合いが縮小したと、こういうふうなことを資料として見ておりますけれども、我が国でも有価証券取引税が株式の取引に重大な影響を与えるという教訓を生かした対応が必要だと考えますが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) スウェーデンの状況は御指摘のとおりでございます。

ただ、我が国の場合、昭和二十八年に有価証券取引税を輸入しております。ずっと入れたままで株式市場はいいときも悪いときもあつたし、また二年前に有取税を三割軽減しまして市場の活性化を期待したわけですが、必ずしもそれに対する反応は顕著ではなかつたということからしますと、ほかの要素もあるんではないかなと思つております。

それと、日本における日本産業、日本企業というものと他国における株式のもとなる産業なり企業との関係、それとロンドン、ニューヨークとの関係、相対的な問題もあると思ひます。いろいろな要因があろうかと思ひますが、ただ有価証券取引税が低ければ低いほどコストが安くなるというところも確かでございますので、その辺を総合的にどう考えるかというふうなスウェーデンの例を考えたと思ひます。

もう一点だけ申し上げますと、スウェーデンで

は租税負担率が実に日本の倍の五〇％を超えております。また、国民負担率も日本の倍の七〇％を超えております。それは二五％にも上る消費税を導入している国でございます。そういう税制全体の収入のあり方ということも考えていただかないと、低いところだけ比較されてしまうと税制は成り立たないと思つております。

○國務大臣(三塚博君) 有取税の問題であります。本件はいよいよ金融システム改革がこのような形でスタートについて御審議をいただいております。システム改革の進展状況を踏まえながら、証券税制の全体のあり方を本年度末まで検討をする、同時に政府税調が改正に向けて対応をしてくれと思ひますので、大蔵省としても適切に対応していかねばならない、こう思つております。

○竹村泰子君 有価証券取引税を撤廃するなどの程度税率減になるのか。これは大蔵省の試算ではなくて通産省の試算があるんですね、四月の経新報ですけれども、通産省の試算によると、大体約二千億円の程度になると。大蔵省は、この試算についてどういふ見解を持つてゐるんでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 通産省が発表いたしましたというが、新聞報道された数字につきまして私どもなりにフォローしてみまして、通産省の試算におきましては有価証券取引税だけでなく、取引所税とかその他印紙税とか幾つかの關係税制全部と一緒にして議論しているという点、これが一点、有取税だけの話ではないということ、が事実のようでございます。

それからもう一点は、有価証券取引税を企業が納付いたしますと、それが損金になつておりますので、もし有取税がなくなるとその損金部分が減りますので法人税がふえるというその法人税のはね返りを計算しているようでございますが、それはそれでいいんですけれども、すべての法人が黒字法人で法人税を納めている前提で計算しているという点等々、必ずしも正確、精緻な計算ではないと思つております。

そういう点を全部捨象して単純に考えますと、現在三千五百十億円でございますので、この三千五百十億円が廃止すればゼロになる、一方で赤字法人割合とかそういうものを計算しますと数百億円法人税で増収になると思いますから、有価証券取引税だけでは三千億円ちよつとという減税になつてくるのかなと思います。それがぐるぐる回つてどうなるかということまでは計算し切れないうこととも申し上げておきたいと思ひます。

○竹村泰子君 お聞きたいことがたくさんあるんですけども、もう余り時間がなくなっていました。

いずれにしても、海外の金融機関への預金が増加するとすれば利子に係る所得税が減収になることは避けられないと思うんです。主税局は、そのような利子課税の減収見込みをどのように考えているのでしょうか。額は、時間がないのでちよつと言いますと、九五年度実績で三兆九千億円ぐらゐと聞いているんですけれども、これは二兆円減税と言われたあの特別減税の二倍に近い額ですよね。こういった減収見込みをどのように考えているのか。

また、主税局の見解に従えば、日本の投資家はロンドンで得た利子所得をほかの所得と合わせて日本の税務当局に申告納付しなければならなくなる。しかし、海外で得た利子所得があるために申告納付しなければならぬというのは、少額の利子しかない場合非常に面倒くさいことになるんじゃないでしょうか、同時に一回に正直に申告す

今後、海外金融機関に預金を持つ傾向が高まれば、そこで発生した利子に対して新たな課税の仕組み、一定の利子額を非課税にするというふうな、そういうものをつくるつもりがないのか、主税局の見解を伺って、私の質問を終わります。

○政府委員(薄井信明君) 平成九年度の予算が今動いておりますが、この予算上計上しております利子の源泉徴収税額は一兆六千億円だったと記憶しております。一兆六千億円、非常にそれでも大きい数字だと思います。

それで、来年四月に外為が自由化するとこの源泉徴収がなくなるかという、そうなるとは私は思っておりません。ただし、委員が御指摘のように、海外にみんな出ていくことになれば確かに源泉徴収は理論的には減ることになると思います。そうなりますと、これも委員御指摘のように、日本の所得税制では全世界の所得に対して課税しますので、海外で得た利子について申告をし

ていたなくということになります。申告をする、しないは、自主申告納税制度のもとでは納税者が判断するわけですが、私も国をつくっている以上、納税義務というものを憲法上決めているわけございまして、脱税に対しては厳正に対処するということで対応することになろうかと思ひます。

なお、その際に脱税しているかどうかは税務当局がわからないといけないと思ひまして、それでは海外に預金をしていく、資金を移していくときに必ず送金なり入金に伴いますので、百万円以上の送金、入金については報告義務をつけないければ確かに逃げ切ってしまうのではないかと思っておりますので、その辺の整備は今後させていただきたい、こう思っておりますのでございます。

○笹野貞子君　午前中からの議論のやりとりを聞いていますと、何か私は気が大きくなったような感じがいたしました。抜本的自由化とか、グローバル化と。私が一番興味を持ちましたのは、大臣が胸を張って第三の開国と言われたときには、わ

かるんたけれどもちよつと意味がわからないなというような感じがいたしまして、じゃ今までは鎖国だったのかなと思ひながら、そんなふうな思ひをいたしながら聞いておりました。

国際化とかグローバル化というのは、これは口で言うと非常に易しいんですけども、日常的に

國際的なそういう感覚。そして日本にいるときからそういうやわらかい発想を持つていなければ、急に海外へ出たりあるいは経済が自由化されたからといって、そういう自由な発想にはすぐなれないんじゃないかなと思います。ちよつと皮肉を言いますと、私は國際化と言いましたけれども、法務省が民法改正という問題を出したときに、けしからぬといつて憤慨する男性がまだ日本にいるという現状を踏まえると、この法案ができたからといって、すぐ日本の人たちは國際的にあるいは第三の國になるかなと、こういうような感じで聞いておりました。

そこで、憎まれ口を言った後はかわいらしい質問をいたすことにいたします。「外為法改正の分かりやすい具体例」というのをいただきます、これを読みました。非常にわかりやすかったですけれども、それを読みますと、海外預金のことについて、企業や個人が海外の銀行に自由に預金の口座を開設したり、あるいはドルの預金や円の預金を自由に持つことができるようになったと、

こう書いてあります。そして、その口座を通じて、小切手等を使って通信販売の代金を払ったり、いろんなことができるといふふうに書いています。そこで、わかりやすかったんですけれども、ふとわかりにくくなったのは、でも今でも海外への預金は全くできないはなくて、できるんじゃないかなと。どういう条件がそろっていれば海外の金融機関に預金口座を持つことができるの

か、現状をちよつとお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(構原英資君) お答えいたします。

今回の自由化は、最終的な完全自由化でございますけれども、今までも自由化は随時進めてま

いったわけでございます。海外での預金ということとでございますと、随時自由化をしてまいりまして、現在外貨建てで二億円以下のもの、そして目的がポर्टフォリオ投資用のもの、これについては許可を要しないで外貨預金を持てるということになっております。

○笹野貞子君 それでは、二億円未満はできると
いう今のお話でしたけれども、つまり開設するこ
とができないとき、それ以外つまり大蔵大臣の許
可を要するということがあるんですが、許可の申
請はどこにどういふふうにして行うんですか。

○政府委員(橋原英資君) 外貨建て預金、例えば二億円以上は大蔵大臣の許可が要るわけでございますけれども、二億円以上の外貨預金の許可申請は所定の様式に許可の申請者の取引の相手方、金額、取引を行おうとする理由等を記載の上、日本銀行を経て大蔵大臣に提出されることとなっております。許可にかかわる事務は、おおむねその申請がございましてから大体一、二週間で処理をします。

ております。

○笹野貞子君　もし申請があつたときに、大臣が許可するかしないかという基準は、これはどういふふうに決めるんですか。

○政府委員(棚原英資君)　現行法のもとでは為銀制度というのをとっておりますから、為銀が預金を受けるときには為銀に、要するに法律に違反し

ているかとかということを確認する義務があるわけでございます。ただ、直接海外に預金をいたしますと、その為銀の義務というのはなくなりまして、申請をいただいたときに我々主として外為法違反がないか、法令違反がないか、その記載された目的が法律的に許可されている目的かどうか、そういうこと、基本的には合法的なものかどうか、こういうことをチェックするわけでございます。

○**笹野貞子**君 原則として二億円以下、未満ならばいいといつて、あとは今るるおっしゃいましたことは、つまり性悪説か性善説かで言えば、外国に預金を持つというのは性善説的に聞かえるんです。

すけれども、何か問題ありはしないかという、そういうことでチェックするわけですか。

○政府委員(榊原英資君) 性善説、性悪説というのは、必ずしも我々性悪説をとっているというところではございませんけれども、基本的に為銀が、外国為替公認銀行がその確認をするか、あるいは大蔵大臣がするか、こういうことでございまして、そういうことで為銀がしない場合には直接許可申請を受けて私どもがするということではございます。もちろん、それが合法的なものであれば許可はしているわけではございます。

○笹野貞子君 そうすると、大体銀行を通じて預金をする、特に二億円という私なんかしたら大金ですからね、この二億円というのを持っていって、それでなおかつこの許可するかしないかと言われるそういう制度というのは、まさに非常にやっぱ大蔵大臣の自由裁量が最大に生かされるという結果になるわけですか。

○政府委員(榊原英資君) 過去の具体的な口座の開設についての申請件数をお話しすればよろしいかと思ひますけれども、平成六年度は許可の申請件数が約千件、平成七年度は約千三百件、平成八年度は約千六百件ということになっております。そういうことで、海外預金を利用して決済される対外取引の外為法上の適法性を確認した上で、この申請についてはすべて許可をしております。ですから、我々が恣意的に許可をしないというようなことではございませんで、適法なものであればこれは許可しております。過去においては、少なくとも平成六年度以前については不許可とした例があるというふうには我々は承知しております。ですから、原則的に合法的なものであれば許可をしているというところでございます。

○笹野貞子君 今の御回答を聞きますと、平成六年度以前は許可しなかったものもあるということですか。

○政府委員(榊原英資君) 済みません、舌足らずで申しわけございません。

あるとは承知しております。ですから、今までは許可申請があったものについては、我々の理解ではすべて許可をしているというところでございまして。

○笹野貞子君 私も、自分は海外に預金する必要がなかったわけですから、その現実には知りませんでしたけれども、こういう海外の金融機関に預金ができるんだという、こういう仕組みというのは、今のお話を聞くと許可しなかった例は一件もなかったということになるわけですね。

そうすると、今度のこの改正というのは、今までこういういろんな条件をつけたことに対しては大変無意味であった、これはもうそういう条件がなくてもいいという、そういう理由によって今度の預金についてはこれこれの自由化にしたという、そういうことですか。

○政府委員(榊原英資君) 許可申請があったものを全部許可したというのは、許可されないような許可申請がなかったということでもあるわけではございます。

それからまた、今申し上げたのは外貨建ての預金でございまして、円預金については、これは特殊な事情がない限りは許可をしてこなかったというところでございまして、今回の外為法改正によって海外における円預金も完全に自由になった。ただ、私どもとしては海外に円預金を持つメリツトというのは余りないというふうには考えております。

○笹野貞子君 先ほど、荒木議員から、抜本的改正と言つてもこれは遅きに失したんじゃないかという御発言がありました。私も今のお話を聞いて、これは別に、海外の預金について今までそんな厳格な書類を出して審査をして合法的かどうかということを含めて延々やるやってくるというふうには、まさに私は遅きに失したというふうには思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(榊原英資君) 今回の改正が遅過ぎるかどうかということについては、今やらせていただいているというところで御答弁は控えていた

だきますけれども、例えば今回の改正で、海外預金について言わせていただければ、例えば今まではポートフォリオ投資用に限って許可すると言っていたわけではございませんけれども、例えば今後海外にドル預金を持つて、それで通信販売をして、その金額をそこで決済するとか、あるいは海外にドル建ての預金を持つて、それにリンクしたクレジットカードを持つて、例えば海外旅行の決済を海外の預金口座、ドル預金口座を通じてする。こういうことは新たにできるようになったことでございまして、そういう意味では今回の改正が、抜本改正という言い方が適切かどうかはよくわかりませんが、最終的な完全自由化だということについては間違いないところだというふうには考えております。

○笹野貞子君 午前中からのお話を聞いていますと、私も海外旅行をしたときに非常に面倒な手続をやりました。ドルにかえるときもその手数料、帰ってきて円にかえるのが面倒くさいからだれかに売りつけようかと思うとそれはもう大変な犯罪、こういうことになりまして、本当に何とまあこんな面倒くさいことをとみなしたと思ひます。

しかし、今ずっと預金の口座を申請した場合に許可しなかったことが一件もなかったと、こういうお話だとすれば、私は、胸を張って余りこれ抜本改正で自由化だと言ふのはちよつと何だか少しおかしいような気がする。大臣がお話をするとみんな何でもよく聞こえちゃうんで、私などは大臣が物を言うといつもころりとだまされるわけですから、何か胸を張って第三の開国と言ふには少しこの改革というの、もっともって便宜を図って、日本の国際化を先にやるべきであったというような思いでいっぱいではございません。

今、自由化、グローバル化という、その本質的なつまり問題として一件もなかったにもかかわらずずっと何年間もこいつ張つてきて、本日、今日いよいよそうなる、このきよに至つてです

ね。そういうことを早くから、もう開放しようじゃないか、もう規制をやめようじゃないかという議論は一度もなかったのですか。

○政府委員(榊原英資君) お答えいたします。そういう議論がなかったというところではございませんけれども、いろいろな点でこれは難しい問題を含んでいる問題であるということは御理解いただきたいと思います。

一つは、やはりこうした抜本的な、抜本的なと言つちやいな言ひのかもしれないけれども、こういう自由化によっていわゆる銀行の既得権益というふうなもののはげ落ちていくということがあるわけではございます。もう一つは、きょういろいろ議論されておりますように、例えば日本の税制というものに非常に大きなインパクトがあるというところでございまして、今回の改正がそういう簡単にできることではなかったというところは御理解いただきたい。それから、今回の改正をするに当たつて、大蔵省内部でも主税局長を含めて大議論をいたしまして、私どもとして一つの決断をしてこういう改正をしたということもまた御理解いただきたいというふうに思ひます。

○笹野貞子君 先ほどの議論の中にもありましたけれども、今度の改正で一定額以上を預金する場合には事後に報告をするということがありましたが、これは、先ほどの御議論を聞いていましたけれども、次の臨時国会でもというお話がありましたけれども、事後に報告するというのは、一度でいいのか、事後というとし何度も何度もしたときにはその都度事後、送金したときにするのか、こつちへ戻したときにするのか、どういうふうになつておりましたでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 先ほど私は、税制上、課税の適正化の観点から報告をしていただく。送金をした際に、送金しますと金融機関に頼みに人確認して、その金融機関の方が頼みに来た人を本人確認して、ああ薄井という人間が五百万円送金したと、何月何日という目的でということのを例えば月単位でまとめて税務署に報告する、国税局

に報告すると、こういうシステムを税制上つくりたいということをごいまして、これと今御質問の外為法上の事後的な報告とは別途の目的からなされるものではないかと思っております。

○笹野貞子君 先ほどの議論にもあったんですけども、預金上本人であるかどうかを確認するために報告をする、もう一方、脱税を防ぐためには思いますが、これはこれから御議論があるところだとは思いますが、預金をする方にとりましてはどうなっちゃうんだろう、また面倒くさい手続になるんだらうか、そういう不安でいっぱいなんです。先ほど、納税の義務というのは、これは憲法に義務づけられたものですから、これは厳格にやらなければいけないのですけれども、しかし、経済の自由というところから考えますと、非常に二律相反する二つの大きな問題が絡み合っているというふうに思います。もう一度お尋ねしますけれども、この二律相反する二つの大きな原則をどのようになうまくりアしようとしていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(神原英資君) 御指摘のとおり、自由化をした後で非常に煩瑣な報告制度をつくってしまった自由化の効果というのはなくなるわけでございます。ですから、当然外為法上の事後報告あるいは税法上の事後報告についても、少額なものについてはこれを免除するということを考えておるわけでございます。それから、報告についても、個人が報告することではなくて、送金ということであれば金融機関を通じて送金するわけでございますから、ある一定期間を経たところで金融機関に報告をしてもらうというところで、できるだけそのコストを削減しつつ、なおかつ事後報告制度の実効を期す、そういう一種のバランスでございまして、コストと法執行の実効性を期すというそのバランスをうまくとっていききたい、そういうふうにご考えております。

○笹野貞子君 お金をたくさん持ちたい、これはだれしもそうだと思います。しかし、税金を払う

のは余り好まない、これはだれしも多分思うだろうと思えます。

しかし、先ほどの申告のときには性悪説だったんですが、納税をするときは、これは先ほど大臣、何ば憲法の義務であつてもこれはモラルの問題だということふやうにおっしゃって、これは性善説をとっていらっしゃるということですので、この二つの大変大きな価値観がどちらにしても、これから非常に国際化する経済活動にとつて不便のないように、そういう二度手間にならないようなそういう仕組みをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○吉岡吉典君 為替の自由化をフロントランナーとするビッグバンで東京市場をロンドン、ニューヨーク並みに活性化しようということですが、これは金融危機打開策の中でどう位置づけられているかというのが、まずお伺いしたい問題なんです。

今、日本の金融機関というのは、銀行も証券も保険もいずれも深刻な危機に直面しております。どうしてこういうふうなことになるのか。日本の金融というのはかつて世界で一番うまくいっている、こういう評価を受けた時期もあったと思えます。それを今日のよう金融機関の危機が叫ばれるようになったのは、これはやはりバブルの崩壊によるものであると思えます。八〇年代早々から始められた金融の自由化、さまざまな規制緩和がバブルの大舞台をつくり、大銀行が主役になって巨額の資金を投機的に取引につぎ込む、史上最大のバブルが生まれ、そのバブルが崩壊した、巨額の不良債権がつくり出された、そして国民は金融機関を信用できなくなっていると、こういう事態になっています。

私は、今金融危機の打開ということを考えるに当たっては、日本の金融機関をこのような危機に追い込んだバブル、そしてそれに先立つ金融の自由化、また規制緩和と、こういうことがどういふことを日本が目指しているか、そういうことの全面的な分析、そしてその克服策、これを練り上

げていくことがまず第一の仕事でないかと、こういうふうにご思っております。

このビッグバンで、それをやるんだということなのかどうなのか。というのは、このごろビッグバンさえやれば日本の金融の未来はもうまるでバラ色であるような宣伝が行われているわけですので、まずこの点を明らかにしてもらいたいと思えます。

○政府委員(長野庵士君) 日本の金融資本市場の改革全体を今俗称でビッグバンと言っておりますけれども、この問題は、やはり日本の金融資本市場において投資家の立場に立つてみてもあるいは資金調達者の立場に立つてみても、国際的な比較の上で立つて日本においておかれておる、あるいは対応し切れていない領域がないのか、それは投資家に対する情報提供とかいろんな分野を含めての話でありますけれども、そういう事実を追求する政策全体の体系だと承知いたしております。したがって、その中でどういった投資家と資金調達者をつなぐ金融機関のあり方あるいはその業務というものが当然視野に入つてまいりますけれども、そのことと今御指摘の不良資産問題というのが因果という関係になるものではなからうと思っております。

ただ、この課題に取り組んでおりますこの時点において、数年前のバブルの後処理という問題が日本の金融機関にかかつておる、それを同時並行的に進めていかなければいけない局面にあるというところであらうかと思えます。

○吉岡吉典君 どうも僕にはわかりにくい回答ですが、今の不良債権の問題を初めとする金融危機のこの事態、これを後始末だという位置づけでいいのかどうか、後片づけであととはもうビッグバンをやれば万々歳なんだということなのかどうなのかというのが、私が聞きたかったことなんです。

日本の金融機関への国際的な信用の回復という面から見ても、私は、これは使いやすい市場ということだけでは片づかない、その先立つ根

本問題があるんじゃないかと思えます。それは、例の和銀行ニューヨーク支店事件を初め一連の日本の金融機関が信頼を失う事件が相次いだこと、あるいは野村証券の今回の事件が示すような暴力団とのくだけた縁のような前近代的な体質、こういう問題を根本的にきりきり片づけて、日本の金融機関というものが本場に近代化し民主化したという事実がだれのものにも明らかにならぬ限り、私は規制緩和と自由化だと言ふことだけでは信頼は回復しないと思ふんです。

日本については、ルールなき資本主義だと言ふ言葉が国際的に定着してしまつてゐる。私は、ビッグバンのこの大騒ぎの前にこういう大事なそういう前提になる問題が少し後景に退いてしまつていて、こういう形でビッグバンだビッグバンだと言つていて、果たしてあなたの方がおっしゃるようなことになるのかどうか。衆議院の議論を読んでおいても、ビッグバンには二つの可能性があると指摘が行われている。世界に冠たる日本市場がでか上がつていく可能性、東京市場の空洞化は一段と進展し日本は沈没していく、多くの機関がつぶれていく、こういう可能性の二つがあると、こういうことが議論になっておりましたね。私は速記録で読んだところですが、

私は、そういう点であなたの方に、やはりバブルとそのバブルの崩壊、この問題について徹底したメスを入れることをもっと重視すべきだということに思ひます。そういうことはビッグバンの過程でやればいいことで、それをやれば大丈夫だと、こういうふうにごい切れる自信がございますか。大臣あるいは銀行局長でも結構です。

○政府委員(山口公生君) 金融システム改革を進めますと、市場というもの大切さというのが強調されていくわけでございます。まず、空洞化を避けるためにも市場を活性化していく、そうしますと市場が拡大していく、それはこうした銀行、証券、保険、ノンバンク等にとつても営業の機会というものがふえていくわけでございます。ただ一方で、御指摘のような面から申し上げま

すと、市場の持つ厳しさというのがあるわけでございませう。市場がどう評価するか。そうすると、先ほどお挙げになりましたようないろいろな事件を起こすようなことになりまして、市場は厳しくそれをマイナスに評価するわけでございませう。したがって、そこにはディスクロージャーあるいは透明なルール、そこにもたらされる自己責任の徹底ということになるかと思うわけでございませう。したがって、そういった過程を通じて、この金融システム改革で市場がかなりの大きな役割を果たすようになります。そこに自己規律の働く新しい我が国の金融資本市場というものが生まれることを期待しておるわけでございませう。

ただ、この新しい市場というのは、かなり競争の激しいものでもありますし、これを生かす切ることとかということ、各金融機関がまず自助努力をすること、それから自己規律を持つこと、先ほどリスク管理も出てきました、そういったことに万全を期すべく努力をすることがかかっているというふうに思うわけでございませう。

○吉岡吉典君 もう一つ、私は、この今の法案を考へる上で尋ねておきたいんですが、今経済の国際化ということが非常に強調されている、これは流れだとも思ひます。それからまた自由化、これも私は自由化を押しとめようなどということをして言おうとするわけでもありません。これも流れだと思ひます。

そういう経済の国際化ということと国家主権、経済主権、これとの関係というのは一体どう考へたらいいのか、あるいは今自由化を進めようとしておられる大蔵省はどう考へていらっしゃるのか。これは、私は日本経済を考へる場合に一つの重要な問題だと思ひます。経済の国際化が進むと何かもう国境がなくなりつつあるようにも見えますが、そうではなく、やはり主権国家が存在する限り国境は存在しており、したがって主権国家が自国経済、自国民の利益を考へていくということ、私はこれは当然のことだと思ひます。もちろん、

ん、経済の国際化が進むことはさつきも言いましたように当然のことではありますが、経済の国際化の名のもとに、それぞれの国の歴史的な文化、社会的慣習、伝統によつてつくり上げられてきている独自の租税制度だとか、あるいは通貨や金融組織、産業構造などが国際的な圧力や変更を強制され、その国の経済や国民の利益を損なうような事態が行われてはならないと思ひます。

大臣、こういう考へは古いでしょうか。
○國務大臣(三塚博君) 古いとは申し上げません。人間存在の根本は地域文化であり家庭であつたり、遠くは日本のよき伝統と文化の中に定着をするわけでございませうから、特に主権国家というものはその国の利益、国益の追求に峻烈でなければならぬ。軍備を持たず、そして戦いはやらないという日本国憲法を持った我が国にしてみれば、まさにその気迫がございませうとこの中で生きていけない。

こういう中で、経済主権というものについて、その中に同化されておる、日本の文化に同化されておる制度、それから税制という御指摘がありました。進んで税金を納めるといふことが世の中に全くなひと思つておりませう。やはり所得があつた以上、税金を納めさせていただくという人も知つておるわけでございませう。

そんなことから、世の中は絶えず動いていくわけでございませう。そういう中で、大きな潮流にさお差せば流されるというのは漱石の名言でもございませう。そんなことを現実のものとして見ていきますと、とうとうたる潮流が今世界を流れておると思ふんです。御承知のように、ヨーロッパは統一通貨を中心に私は仕上がると思つております。仕上がりまると、通貨は主権でありますから、今度に残された聖地、主権といふものをどう生かすかといへば、私はあそこもユニイテッド・オブ・ヨーロッパになるんだらうと思ふんです。そういう中でロンドン・ビッグバンがあり、フランクフルトがドイツの総合力の中で通貨の価値を高めておるわけであります。合衆国も言うに及ばずで

あります。アジアの中でこれだけの国家に仕上げていたわけではございませうから、座して世の潮流に身を任せる、座しておつたのではいかぬと、いうことが金融システム改革であり、諸改革が構本内閣によつて提唱されたものだと思つております。

経済が私たちの国のさらなる安定した発展につながる重要な手段でございませうから、この経済主義を大事にしていきたいと思います。この経済主義と、ただいま御提案を申し上げておることに象徴される私は改革だと思ふんです。この意識がなければ、やはりじつとしておつたと思ふんです。じつとしておつたならば取り残されることだけは間違ひないわけでありませう。その辺のところを否足らずであります。短くしなくちやいけませんので、この辺で答弁とさせていただきます。

○吉岡吉典君 私は、国際化の流れに我々が任せておくだけではだめだと思ひます。というのは、今国際化、自由化という流れの中で起つていゝ事象の中には、私は我が国にとつてもその名前であるいろいろな都合なことを強制されている、こういう事実はあると思ひます。大蔵省の幹部に対しても業界からも強い批判が起つていて、保険協議のごときは、電話一本で日本の保険をアメリカに売り渡したなどという批判を受けておられるお方もあるぐらひでして。

ともかく、例えばビッグバンをとつても、イギリスのビッグバンの結果について、これは今私が持つてゐる第一勧銀総合研究所のレポートですが、これはこう書いております。『大陸系銀行は、マーチャントバンクの買収を通じて金融コングロマリット化を強力に進めているわけである。』と、こういうわけでして、経済大國あるいは巨大大資本が自分の利益を国際的に押し通すのを国際化、自由化の名前でやっていると、こういう現実があるわけだ。

したがって、我々に国際化が必要だとしても、それをどう進めるかということについて言えば、

やはり起つてゐることを絶えず研究もし分析もしながら、そしてその国際化の名で経済主権を損なうようなことが強制されることのないように絶えず国際的ルールについても日本も提起して、そしてその経済の国際化といふのが戦後世界の基準として確立され、国連憲章の精神にもなつてゐるところの国際的な協力によつて経済の発展、貧困の克服を図ろうとする、そういう方向に本當に向かうものにしていかなくちやならないと思ひます。

そこで、もう一つ、だんだん時間が迫つてきましたけれども、この論議を進める上で大臣に確かめておきたいことがあるんです。これは、経済の国際化時代における銀行の公共性、社会的責任といふのはどう考へたらいひのか。もう国境がないに等しいからそんな小難しいことも言つちやおれないといふことなのかどうなのか、この辺、お願ひします。

○政府委員(榊原英資君) 先にちよつとお話をさせていただきましたけれども、グローバル化の時代の代りに入つておりますけれども、信用といふのはこれは公共財でございませうから、公共財である信用といふのを我々として大事にしていくといふことについては、国際化の時代であつても変わりないといふふうに考へております。

○吉岡吉典君 それで、具体的に一つ確かめておきたいんですが、法律上は、もうドルショップもポンドショップもウォンショップであらうとマルクショップであらうとできるやうになる、實際できるかどうかわかりませうけれども、世界の通貨が日本では自由に使用できるやうになる、こういうことだと思ひます。

日本の通貨、通貨主権といひましようか、これは一体どうなるのかといふことですね。日本の今度の一連の自由化、有事規制の緩和等々によると、絶えず我々が守つていかなくちやいかぬ日本通貨の価値を守る手段を失つてしまふやうなこともなかりかねないんじゃないかといふ危惧もあるわけですが、こゝら辺いかがですか。

○政府委員(神原英資君) 御指摘のように、いわゆる通貨主権ということについて、新法は旧法と違つていわゆる通貨主権についてはこれを強く主張しないという点があるわけでございます。ただ、私どもの考え方は、発展途上国、経済が弱い国にあつてはこれは通貨主権を法律上守るといふことが必要なわけでございます。国際化した日本経済あるいは国際化した円という状況の中では、法律的に規制をかけて通貨主権を守るといふことをしなくとも、円の国際化といふものを進めることによって円の価値を守ることができるといふことを考えております。

ちなみに、この法律の中では、円の通貨の適正な調整ということについては、為替介入あるいは海外の諸国との政策協調、そういうことで行つていくということになっておるわけでございます。

○吉岡吉典君 この論議はこれから続きますから、今のいろいろな答弁を前提にして論議させていただきます。

時間が来ましたけれども、一つだけここで伺ひしておきたいのは、我々がこれからビッグバンを進めていくことになる場合、私はその見本の一つがイギリスのビッグバンだと思ひますね。それは成功であつたと評価しておられるか失敗であつたと思つておられるのか、その評価ですね、これだけちよつとお聞きします。

○政府委員(長野鹿士君) イギリスのビッグバンといふのは、一九八六年に行われましたイギリスにおける証券市場改革でございます。したがいまして、その時点でイギリスの証券市場が諸外国との比較等におきまして問題ありと考へておつた項目を取り上げて改正したわけでございますから、ビッグバン以前の状態が日本とまた環境が違いますから、内容も異なります。

したがいまして、イギリスでビッグバンがあつたから、日本もビッグバンをやからということ、内容も変わつてまいりますし効果も変わつてまいらうと思ひますけれども、イギリスについて承知しておりますことを申し上げますと、イギリ

スで当時行われました証券市場改革といふのは、カルテルを締結しておりました手数料といふもののカルテルを禁止するのが一つ。それから、自分で株式を売買しますジョバーと取り次ぎますブローカーといふものの兼業禁止をしておつたのが、兼業を認める。そして三つ目には、大変大きな改正でございますけれども、それまでイギリスの証券業者は個人あるいはその個人企業、あるいは個人のパートナーだけがそういった資格を持つておりましたけれども、これを法人企業が参加する道を開くといふ改正をやつたものでござい

ます。

○吉岡吉典君 その結果の評価。

○政府委員(長野鹿士君) 改革の結果、イギリスは、御承知のとおり、外国株を中心として株式売買高も増加して、取引コストも低下いたしましたので、大変市場の活性化につながり、今日イギリスは日本を抜きまして証券市場の面でも世界でナンバーワンの地位を確立しておりますけれども、そういうこととともに金融、保険業のGDPに対するウェイトといったもの、あるいは雇用といったものも拡大しております、総合的にビッグバンは英国にとつてプラスであつたといふ評価がなされておると存じます。

先ほどお挙げになりました第一勧銀につきましては、これはマーチャントバンクといふものはちよつとビッグバンとはまた違うイギリス独自の制度でございますから、そのマーチャントバンクにかかります変遷といふものはビッグバンと直接つながるものではないと私は理解しております。

○吉岡吉典君 イギリスのビッグバンは成功だつたといふ評価です。これはこの次に中身を少し論議しますけれども、一つだけ、私は本当にイギリス・ビッグバンの結果をいろいろな面から資料も集めて分析された結論かどうか若干疑いを持つてゐるわけですが、

というのは、マーチャントバンク、イギリス資本の証券業者といふのは大体三分の一に減つてしまつたといふことがいろいろなものに書かれてお

ります。そういうことを示す資料をもらいたいと要求しましたが、大蔵省にはないといふことで、この質問までにとお願いしていたのが、ついに届かないままでありました。そういう基礎資料さえもないままにイギリスのビッグバンがあつたことうだつた、成功だ成功でなかつたといふふうなのは、これは大蔵省の分析をやらないうまま気分的、ムード的にあれに学べといふことになつてゐるんじゃないかといふ危惧を私は持つております。いかがですか、きちつとした調査をやられてゐるんですか。

○政府委員(長野鹿士君) 先ほど申し上げましたように、イギリスのビッグバンと申しますのは一九八六年当時でイギリス市場が抱えておつた独自の問題を解決するためにやつた改革でございまして、それぞれの国がそれぞれの時点で必要な改革を行つてまいりました。

私も今考へるべきは、そういうのもうろの改革、十年、二十年といふのを各国が積み重ねてきた上で現時点で各国の市場とか金融システムといふものがどういふふうになつておるか、それと見比べてみた場合に、日本の金融市場なり証券業、金融業のあり方といふものにどういふ見直すべき点があるかといふことを考へるべきであらうと思ひますので、歴史上の一時点であつたビッグバン、たまたま日本版ビッグバンとおつしやる方が多々ございすけれども、歴史上の一時点でのビッグバンといふものの改正の内容は先ほど御紹介したとおりでございます。それと日本とは全く改正の内容は異なりますので、ビッグバンが成功であつたかどうかといふことを申し上げてゐることをもつて、日本の改革のよしあしといふことを申し上げてゐるつもりはございません。

○吉岡吉典君 そこは聞いてないんだ、僕は。資料もなしにやつてゐるのはだめだと言つたんです。

○政府委員(神原英資君) 資料がお手元に届かなかつたことについてはおわびいたしますけれども、私どもも、例えばイギリスと日英金融協議と

いふのをやつておりました、政権がかわつてしまつたけれども、保守党の閣僚でございましたけれども、この二月に來られて、イギリスのビッグバンについてこれは一日かけて議論したところでございます。大蔵大臣もクラーク蔵相と會つていただいて、イギリスがそれをどう評価しているかといふようなことも十分聞いたところでございます。彼らのその言ひぶりは成功であつた。企業ではなくて市場をとつたんだ、国民所得をとつたんだ、雇用をとつたんだと、そういう言ひ方をしておりました。

○吉岡吉典君 終わります。

○山口哲夫君 きようは有事規制の問題に絞つて質問をするために通告をしておりますけれども、最後の質問でございまして、一日の議論を聞いていて感じたことを一つだけ申し上げて、大臣のお考えをお聞きできればと思つております。

外為法の改正が行われれば大変な円の流出があるんじゃないかといふ、そういう心配が随分出されてしまつた。それに対して神原局長は、大変自信を持つて、そう簡単にはいかぬだろうと。特に、六四円高が進めば原価さへ割れてしまふ、そういう警告まで発していらつたわけなんです。大蔵当局がそれだけ自信を持たれるといふことはそれなりに結構なことだと思ひますけれども、しかし、そんなに甘いものだらうかなといふ実は感じを持つたわけなんです。

年金者が集まりますと、もう大変この問題に関心を持つてゐるんですね。想像以上に関心を持つてゐます。それは、今の年金だけでは食つていけないので、せつかくもつた退職金、預金をしてその利子で少しは生活のプラスをしたい、と思つていたら、途端に低金利でもう何にもそれが当てにならなくなつた。そこへ、今度は外為法の改正で自由に外国に預金ができる、その利子で何とかいい生活をしたいなといふ、そういう素朴な意見といふのがすごくあるわけですね。そんなにお金も持つてゐない、そういう年金者でさえそこまで真剣に考へてゐるわけです。ですから、日本

て、そのための送金が必要だというようなことがあれば、これは許可をするということになるわけですが、でございますから、日本国民の権利義務について一方面的にそれを禁止するということではないというのが一点でございます。

それからもう一点は、その対象となる許可事項が、送金あるいは有価証券の譲渡等、外為法の制約の中に限られたものであるというのが第二点でございます。そういうことで、国民の権利義務を一方的に禁止するということではないので、これは政省令に落として行うということが妥当なことだというふうに思っております。

また、国会ということでございますけれども、当然のことながらこういう経済制裁をやるときには国民全体に周知しなければいけないわけでございます。そういうことで、例えば送金ということですから国民の一人一人が送金についてこういう制約があるということが周知されていなければい

けないわけでございますから、当然我々は周知徹底を図る。それから、もちろん国会開会中であれば、国会から要求があれば大蔵大臣がその説明をする、あるいは質問に答えるというようなことをやるわけでございますから、私どもとしては、本件については政令で処理し、議院内閣制のもとで内閣がこれを責任を持って行うということで、国会の権限を侵すものであるというふうには考えておりません。

○山口哲夫君 衆議院の附帯決議によりますと、有事規制を発動した後に、政府はその理由を速やかに公表して国会に報告する、そういうことに附帯決議で書かれております。

これを具体的にやるといふことになりまして、当然法律が政省令で義務づけた方がいゝんではないかと思ふんですね。附帯決議だけで本当にきちつと一〇〇%そういうことができるのかどうか、ちよつと不安だと思ふわけです。法律で決めたらいかがでしょうか。

○政府委員(榊原英資君) お答えいたします。

経済制裁といふのは、実は外為法だけではございまして、例えば出入国管理令という法律がございまして、これについても、例えば出国なり入国を制限するといふようなことがございします。また、ほかにもこのパッケージの中でほかの法律に関連するものもございしますので、外為法に限って外為法にかかわる経済制裁だけ法律で例えば周知徹底させるとか、報告をするとかいうことを書くことは、法律のバランスということからいって適切ではないというふうには考えております。

○山口哲夫君 少なくとも経済制裁ということでは、先ほど申しましたように外交上の相当重要な課題であると思ふわけです。そういう意味で私は、国会開会中については国会の承認を得るべきではないんだらうかと思ひます。それで、国会が閉会中であつた場合は事後承認を求める、そういうふうに私は改めた方がいいんではないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(榊原英資君) お答えいたします。

経済制裁といふのは非常に迅速に行わなければいけないといふことでございまして、例を申し上げますと、イラクが侵攻したときに直ちに各先進国は経済制裁を実施したわけでございします。そういうことから考えますと、議院内閣制のもとで総理大臣以下、緊急に内閣が責任を持って経済制裁を行うといふことでないかと経済制裁の実効性は確保できないといふふうには考えておりますので、国会開会中といへども、そこで審議をしてその後に経済制裁を実行するといふことであります。制約の実効性が保たれないといふのはその地域がかなり戦争に近いような状況、その地域がそういうことになっておりますので、これはやはり議院内閣制のもとでの総理大臣、閣議の最終的な責任を持つてやるべきことだといふふうに思つております。

また、それでは事後承認をしたらいではないかと、そういう議論が成立し得ると思ふのでございしますけれども、事後承認といふことでございしますと、経済制裁を行つたときに日本の経済制裁だけは最終的にひつくり返る可能性があり、こういうことを天下に周知させるわけでございますから、経済制裁を行つてもその経済制裁の実効性が最終的に国会の承認を得られな可能性があり、ということに極めて強く減殺されるということになると思ひますので、これはやはり外交ということとで行政権に属するものでございしますから、政府が責任を持って、総理大臣以下が責任を持って経済制裁を実行し、それに対して別途の形で国会のチェックをする。説明を徹するとした場合によれば内閣不信任案とか、そういうことで国会の内閣に対するチェックといふのはあるわけでございしますから、そういうことで立法府がチェックをする、そういうことではないかといふふうに思つてゐるわけでございます。

○山口哲夫君 そういうお考えもあるでしょうけれども、国会に對してもきちつとしたやっぱり意思表示をさせるべきだと私は思ふんです。それ

は、そんなに長期に時間をかけることにはならないと思ひます。国会開会中ですから。特に、それに所屬する、関係する常任委員会が期限を切つて議論をするくらいのことには、私はあつてもいいんではないかなといふふうに思ひます。

ところで、今のお答えに關係すると思ふんですけれども、今回の改正で、経済制裁の発動要件に国連安保理の決議などいゝゆる国際約束を要しない、そういうことにいたしましたけれども、その理由は、今お答えになつたようなことが主な理由でしょうか。

○政府委員(榊原英資君) お答えいたします。

現行外為法の規定では条約その他、国際約束のない場合には支払い規制等を行うことができないといふことになっております。実はこれも湾岸のときの経験でございしますけれども、この国際約束といふことで、安保理の決議が国際約束といふことに解釈できますので、安保理の決議がない限りは私どもは経済制裁ができないといふことになつておつたわけでございします。

実は、湾岸のときには日本の経済制裁は先進各国に比べて一週間ほどおくれたといふことがございします。資産凍結等支払いの禁止等を含む経済制裁が一週間、一カ国だけおくれるといふのは大変なこととございまして、一つだけ穴があいてゐるということとございしますから、その穴を使つて資金が流出してしまつと、せっかく欧米が協力して経済制裁を打ちつたのにその経済制裁の実効性が全く減殺されてしまつといふことで、私どもも湾岸のときには大変悩んだわけでございしますけれども、法的にはそれはできないと、安保理の決議がないとできないといふことだつたわけでございします。

ですから、今回の改正時にこの点を配慮いたしまして、今回新たな条項を加えたわけでございします。「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する」といふ発動要件を加えたわけでございしますから、湾岸のような事態が起きたときには主権大臣である大蔵大臣、通産大臣が外務大

臣の意見も徴した上で最終的に閣議決定あるいは閣議の承認といふことで経済制裁ができるということにしたわけでございします。

○山口哲夫君 きょうは外務省からも来ていたでいておりますので、お聞きしたいと思ひます。

今、局長のお話はありましたけれども、少なくとも我が国は国連中心の外交政策をとつてゐるわけですね。そういう中でいゝゆる安保理の決議を重視するよふな法改正をするといふことは、これまでとつてきた国連中心の外交政策に反するのではないかと私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(川島裕君) お答え申し上げます。

今、榊原局長から答弁がございしましたけれども、この制裁といふものの、御存じのとおり平和に對する脅威とか、平和の破壊あるいは侵略がありましたときに、国際社会が一致してその平和を破る国に對して制裁を課すといふことによつて平和を回復するのが目的でございします。その典型が安保理決議でございまして、決議ができれば、国際約束ですから問題はないわけですが、それに至らなくても非常に緊急に処置を要するといふ場合が多々あつたわけでございします。

それで、この書き方として、そういう国際社会として一致してやろうとしてゐるときに、我が国としても国際社会の一員として一緒にやる、そうでない我が国のところの穴があいてしまつと、それを避けるために、決議の採択に至らなくても、国際的な努力がいろいろ続いているときに対応するために法改正でございしますので、むしろその国連憲章第七章で想定しております一連の流れに、より日本として有効に寄与できるための改正だと私どもは考えております。

○山口哲夫君 榊原局長、今お答えの中で国際平和といふ言葉が出てきたんですけれども、それに關連して国際約束に基づかないで我が国独自の判断で有事規制を発動する際の発動基準に国際平和といふことが今度の法律に書かれてゐるわけですから、この国際平和といふ言葉といふの

は極めて抽象的になるんでないだろうかと思ふんです。どうにでも解釈できる。そういう抽象的な理由だけで行ふということは大変恣意的な制裁ということも考えられるんじゃないか、また不正な制裁にもなりかねないんじゃないかなというふうに思ふんですけれども、これは外務省と両方にお聞きしたいと思います。

○政府委員(榊原英資君) 「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため」ということでございますから、これは当然の想定として国際社会の相当多数の国がこの経済制裁に参加するというのが前提になっているんだと思ひます。

ちなみに、米国あるいはドイツの制裁規定について述べさせていただきますと、これはもつと抽象的な概念だったんです。国家安全保障にかかわることは何でもできる、こういうことになっておるわけでございまして、我が国の「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため」という条件は、先進各国に比べれば極めて限定的なものだというふうに思っております。

○政府委員(川島裕君) 今の答弁で尽きていると思うのでございますけれども、国際平和のための国際的な努力というのが一体でございまして、要は、俗語で言えば相場観があつて、国際社会はお互にやろやろという雰囲気の中で日本が何かやるというのが想定されている次第で、したがって国際社会でそういう平和が侵されているという感じが全然ほかになくて、日本だけ平和が侵されているというような判断で何かやるということはそもそも想定されていないということでござい

す。

○山口哲夫君 そういうお考えもなきにしもあらずだとは思ひますけれども、若干の疑問はどうしてもぬぐい去れません。

もう時間も参りましたので、この次に行いたいと思ひます。また、通告しております持ち高の問題、これについても後ほどに回したいと思ひま

す。
終わります。

○委員長(松浦孝治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

平成九年五月二十日印刷

平成九年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局